

Primaff Review



- 巻頭言 22年度研究テーマのご紹介 ―成果と発信―
- 動向解析 【連載】 農業補助金に関するWTO紛争事例の分析
〈第3回〉 EC－砂糖補助金事件（WT/DS265）
- 論説 貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題

No. 36
平成22年7月

Primaff Review No.36

農林水産政策研究所レビュー

CONTENTS

- | | | | |
|----|-----------------------------------|--|-------------------------|
| 4 | 巻頭言 | 22年度研究テーマのご紹介 ―成果と発信― | 所長 長 清 |
| 6 | 研究成果 | 2019年における世界の食料需給見通しについて | 食料プロジェクト需給モデルチーム |
| 8 | 研究成果 | バイオ燃料原料用農産物の需要拡大が食料需給に及ぼす影響分析 | 食料・環境領域主任研究官 小泉 達治 |
| 10 | 研究成果 | 集落営農組織への第2回アンケート調査（平成21年6月実施）の結果について | 経営安定プロジェクト研究集落営農チーム |
| 12 | 動向解析 | 【連載】農業補助金に関するWTO紛争事例の分析（第3回）
EC－砂糖補助金事件（WT/DS265） | 東京大学大学院総合文化研究科 京極(田部)智子 |
| 18 | 論説 | 貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題 | 福田 竜一 |
| 24 | シンポジウム | 平成21年度農林水産政策研究所シンポジウム
「条件不利地域対策の現状と課題」について | 企画広報室交流情報課長 牧野 竹男 |
| 26 | 農林水産政策科学研究委託事業 | 農林水産政策科学研究委託事業の実施について | |
| 28 | クローズアップ研究者 | | |
| 30 | コラム | 治安回復に成功したコロンビア | 国際領域上席主任研究官 馬場 範雪 |
| 31 | ブックレビュー | 『ルーラル・マーケティング戦略論 複合的農山漁村型地域産業のマーケティング戦略』 | 農業・農村領域上席主任研究官 宮本 一良 |
| 32 | 研究活動一覧 | | |
| 34 | 農林水産政策研究に関連する学会等の紹介（2010年7月～9月開催） | | |
| 34 | 最近の刊行物 | | |



巻頭言

22年度研究テーマのご紹介

— 成果と発信 —

農林水産政策研究所長 長 清

新年度に入りだいたちますが、この場をお借りし、私どもが本年度に実施する研究テーマや問題意識をご紹介し、関係の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

年頭所感でも申し上げたように、政権が変わり、行政の仕事の仕方、施策の方向が大きく変わりました。こういふときこそ、文字通り、客観的分析・検証に基づく課題の抽出や将来の政策について選択肢を提示するなど、政策研究所の真価の発揮が求められています。3月にはあらたな基本計画も策定され、戸別所得補償制度をはじめとして農政の大転換が進められます。これらに関し前述のような考え方にたつて、行政部局から要請のあった研究テーマを中心に、より一層具

体的な研究成果をスピード感をもってとりまとめたいと考えます。

本年度の主要な研究テーマですが、まず国内農業に関しては、戸別所得補償制度をはじめとした諸施策が地域農業・農村に及ぼす影響を分析・検証し、今後の課題を明らかにします。当面は、本年度に米で実施される戸別所得補償制度モデル対策の影響を分析し、次年度以降の本格的な制度設計に生かします。また、少し中長期の観点からじっくりとですが、本制度だけではなく、現在の農業・農村の抱える様々な課題について、大学の研究者の方とのネットワークを生かし、また、本省の行政官とも一緒に率直な議論をし、将来の政策のあり方を考えながら研究を進めます。年末には

2010年センサス結果も出るので、さまざまな構造問題が明らかになるかと思えます。この他、効果的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築に関する研究なども引き続き実施します。

食料需給や食品産業に関しては、我が国の食料安全保障政策を考

える上で前提となる「世界の食料需給見通し」について、バイオ燃料用需要の影響も含め、世界食料需給モデルのさらなる精緻化を行います。同時に、中国やインド等主要国の食料政策や需給の動向について分析を行うことによつて、モデル分析による結果の検証にも活用します。また、少子高齢化社会における望ましい食料供給のありか

たを明らかにするため、これまでも食品産業の将来展望や、生鮮食品流通のあり方について研究を行いました。さらに、昨今、高齢単身世帯で問題になっている食の供給問題（フードデザート）の研究を始めます。

地

地球環境問題は全世界のあらゆる分野で取り組むべき重要課題であり、農業においても、環境保全などへの貢献が求められています。そのような取組が消費者にも評価され、結果的に農業経営にプラスになるような食料生産・流通像を目指すべきと考えます。このため、引き続きバイオ燃料導入によるCO₂排出削減効果、地域への経済効果などについての研究を行い、また、最近農業部門でも見られ始めたクレジット取引による農業経営への影響、農業分野における地球温暖化緩和策が生物多様性等地球温暖化以外の側面に与える影響の分析等についてもさらに研究を深めます。

国

国際関係については、東アジア共同体構想などが打ち出されていること、アジア全体として引き続き食料純輸入地域であることなどを考える

と、食料需給や広域経済連携構想等への対応を考えるためにも、地域全体での食料貿易の流れや各国のスタンスを把握・分析しておくことが必要になってきています。このため、ASEAN+3等アジアを中心とした広域経済連携構想の地域内における各国間の貿易構造を明らかにした上で、主要国の農業分野のセンシティブ品目やその国内情勢をつかみ、我が国の今後の交渉対応などに生かします。また、国内の戸別所得補償制度に関連し、当面の制度設計や今後の新たな直接支払いの検討などに資するよう、所得補償政策の先駆者であるEU、特にドイツ、フランスにおいて直接支払いが農業の構造調整や農家所得に及ぼした影響・効果について分析します。

以上、主な研究テーマをご紹介します。したが、研究を進める上での基本スタンスとして、政策との関係、「だから何なんだ？」という問題意識を常に持って進めたいと思います。また、社会的発信の強化という観点から、研究成果については行政部局だけではなく、広く一般の方にも我が国の食料・農業の問題を知っていただけるよう、

従来の研究会やセミナーによる発表に加え、プレスリリースによる発表に努めます。この他、当所の広報誌である「レビュー」についても、研究活動の全体がより分かり易く見られるよう改善に努めたいと考えています。

本年度も皆様方のご支援を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。



2019年における世界の食料需給見通しについて

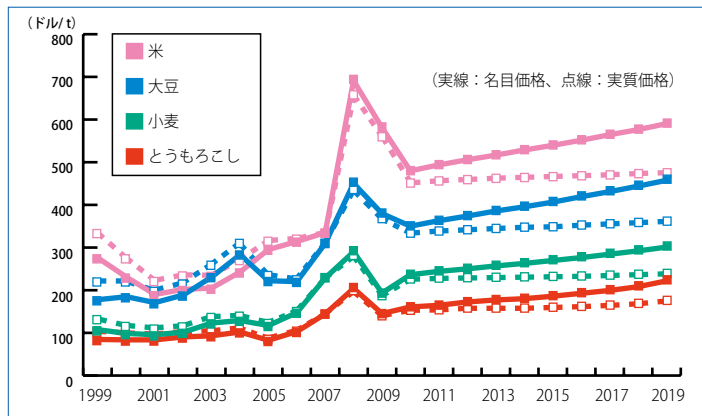
1 はじめに

農林水産政策研究所では、世界の食料需給に関するプロジェクト研究の一環として開発した「世界食料需給モデル」を用い、昨年度に引き続き、10年後（2019年）における世界の食料需給見通しに関する定量的な予測分析を行いました。

2 試算の前提

予測の試算の前提となる人口については、国連による世界人口予測に基づき、2019年の世界人口を76億人と推計し、経済成長については、世界銀行によるGDP及びIMFによる実質経済成長率に基づき推計しています。

また、耕種作物について現状の単収の伸びが継続し、作付面積の拡大についても特段の制約がないという前提で予測を行っています。さらに、バイオ燃料原料用の需要については、今後も



第1図 穀物及び大豆の国際価格の推移の予測

各国の現行の政策が継続することを前提としています。
本予測結果は、これらの前提を基に、各国政策の変更がなく、今後も平年的

3 予測結果の概要

な気象状況が続いた場合の姿を示したものであり、「ベースライン予測」と言われるものです。

2008年の世界的な金融危機における経済成長の低迷は一時的なものであり、途上国の経済成長は今後とも高い水準で推移すると見込まれています。これを踏まえると、まず、穀物（米、小麦、とうもろこし、その他穀物）及び大豆の消費量は、2007年から2019年までの12年間で5億トン増加し、26億トンに達する見込みとなっています。その増加要因を品目別に見ると、小麦及び米については、主に食用需要の伸びにより、とうもろこし及びその他の穀物では主に飼料用とバイオエタノール原料用需要の伸びにより、大豆については搾油用需要などの伸びにより、いずれも増加するものと見通しています。中でも、所得向上に

第1表 穀物及び大豆における試算結果一覧表

		(単位: 百万t, ドル/t)				
		小麦	とうもろこし	米	その他穀物	大豆
2007年	生産量	629	764	433	276	224
	消費量	623	759	428	275	227
	食用等	517	191	428	128	211
	飼料用	106	487	-	147	17
	バイオエタノール原料用	-	81	-	-	-
	期末在庫量	138	126	82	33	53
2019年	生産量	757	966	519	334	291
	消費量	759	971	520	335	292
	食用等	629	215	520	153	271
	飼料用	130	617	-	182	21
	バイオエタノール原料用	-	139	-	-	-
	期末在庫量	128	108	76	31	47
増減率 (%)	生産量	20	26	20	21	30
	消費量	22	28	21	22	28
	食用等	22	13	21	20	28
	飼料用	23	27	-	24	24
	バイオエタノール原料用	-	71	-	-	-
	期末在庫量	-7	-14	-7	-7	-10

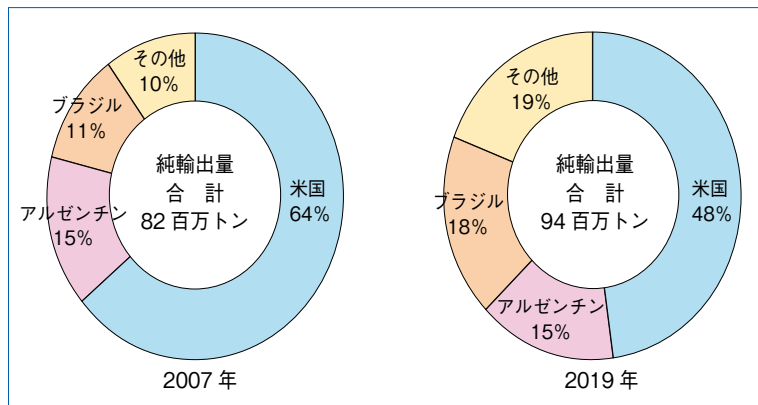
注: 大豆の食用等については、搾油用の消費量も含む。

伴う肉類消費の増加から、飼料用の穀物消費量の伸びが26%と高くなっていますが、こうした穀物消費量の伸びに生産が追いつかず、期末在庫率は低下していく見込みです。このため、穀物

世界食料プロジェクト需給モデルチーム

※本分析は、以下のプロジェクトチームが行った。

古橋 元
(食料・環境領域主任研究官)
小泉 達治
(食料・環境領域主任研究官)
上林 篤幸
(食料・環境領域上席主任研究官)
吉田 行郷
(政策研究調整官)
宮原 浩一
(政策研究調査官)

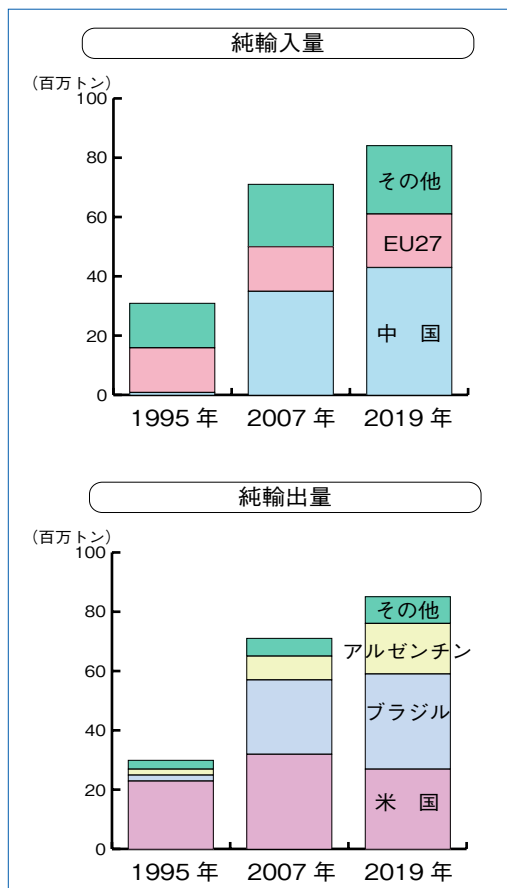


第2図 とうもろこしの純輸出量の主要国別シェア

注：純輸出量合計は、31 国・地域内の純輸出量の合計である。

及び大豆の価格は上昇傾向で推移し、2007年に比べ名目で31→46%、実質で6→17%上昇する見通しとなっています。また、肉類の消費量についても、各品目とも年間1人当たり消費量の伸びから増加し、価格も名目で41→42%、実質で7→12%上昇する見通しとなっています。

穀物需給を地域別にみると、各地域とも消費量、生産量ともに増加しますが、中でもアジア、アフリカ、中東で消費の伸びに生産量が追いつかず、純輸入量が拡大します。これに対し、欧



第3図 大豆の主要国別純輸入量及び純輸出量

州、オセアニアが純輸出量を拡大させ、食料の偏在化の傾向が拡大する見通しです。こうした中で、北米の純輸出量は引き続き減少し、中南米は純輸入地域から純輸出地域へ転換する見込みとなっています。

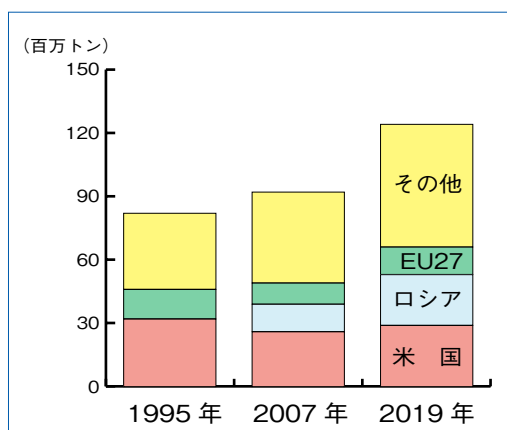
今回の見通しでは、品目別に主要国の動向を参考として紹介しています。とうもろこしでは、米国内のバイオエタノール需要の増加等により、米国の純輸出量が減少し、国際的には米国の純輸出量のシェアが5割を下回りま

す。大豆では、搾油用の需要の増加などから引き続き中国の純輸入量が増加し、そのシェアが5割を超えます。そして、米国の純輸出量が減るととうもろこし、大豆では、ブラジル、アルゼンチンなどの純輸出量の増加がその減少を賄うと予測されています。また、小

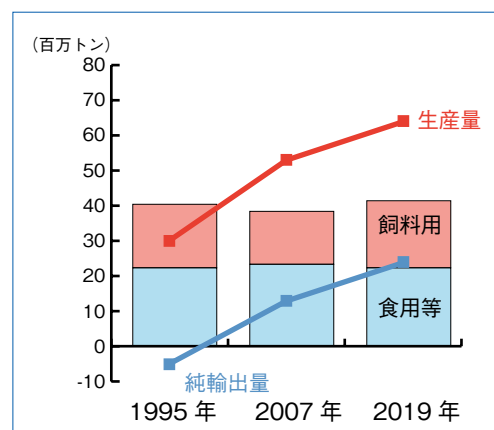
4 おわりに

以上、本年度の研究成果の概要について紹介しましたが、今後も基本的には、毎年、モデルの改良を行いながら、自然体の予測（いわゆる予測）を行っていく予定です。

麦や大麦、ライ麦等では、ロシアの生産量が大幅に増加し、輸出余力が拡大することから、ロシアの純輸出量のシェアは小麦で19%、その他の穀物で28%にまで拡大すると見込まれています。



第5図 小麦の主要国別輸出量等



第4図 ロシアの小麦需給の見通し



バイオ燃料原料用農産物の需要拡大が食料需給に及ぼす影響分析

1. はじめに

「世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究」(平成20～22年度プロジェクト研究)では、食料をめぐる動向や食料需給の見通しについての分析を行うこと等を目的としている。このうち「バイオ燃料原料用農産物の需要拡大が食料需給に及ぼす影響分析」では、世界の食料需給を見通す上で、無視することができない要因となっているバイオ燃料原料用の農産物の需要拡大が食料需給に及ぼす影響について定量的な分析を行っている。

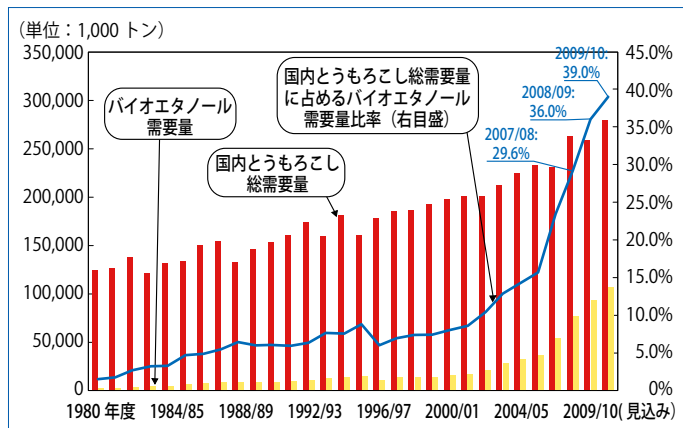
本研究では、米国のバイオエタノール政策が原料作物であるとうもろこし需給へ与える影響について部分均衡動学モデルを用いて影響試算を行った上で、バイオエタノール需要が国際とうもろこし価格に与える影響試算を行うことを目的としている。21年度では、前年度に行った「バイオ燃料原料用農産物の需要拡大が食料需給に及ぼす影響分析」について、基準年度を2006/07年度から2007/08年度に更新して影響試算を行った。なお、本研究成果は、農林水産省の公式見解ではなく、農林水産政策研究所による試算結果であることを付け加えておきたい。

2. 米国のバイオエタノール需要増加

米国では1970年代後半から、エネルギー、環境問題そして余剰農産物問題への対応から、とうもろこしを主原料としたバイオエタノールの生産およびガソリンへの混合が実施されている。特に、1990年以降は改正大気浄化法施行や含酸素燃料として使用されたMTBE(メチル・ターシャリー・ブチル・エーテル)の代替によりバイオエタノールの需要・生産が増加した。

最近の米国におけるバイオエタノール需要の拡大は、「中東からの石油依

存」からの脱却というエネルギー安全保障問題を強いインセンティブとしている。2007年12月19日に「エネルギー自立・安全保障法」(Energy Independence and Security Act of 2007)が成立した。同法の大きな柱は、再生可能燃料基準(Renewable Fuel Standard)を2022年までに360億ガロン(13,626万KL)まで拡大することを決定した。このうち、150億ガロン(5,678万KL)はとうもろこしを原料とするバイオエタノールとし、210億ガロン(7,949万KL)をとうもろこし以外のセルロース系原料からのバイオエタノールや他の先端的バイオ燃料としている。このように、米国では今後、バイオエタノールを中心とするバイオ燃料の更なる普及拡大を図る方針である。



第1図 米国におけるとうもろこし需要量に占めるバイオエタノール需要量の割合の推移

資料：U.S. Department of Agriculture, Foreign Agricultural Service (USDA-FAS) (2010); PS&D, 2010, U.S. Department of Agriculture, Foreign Agricultural Service. および USDA (U.S. Department of Agriculture) (2010): World Agricultural supply and Demand Estimates, USDA, WASDE-473. より作成。

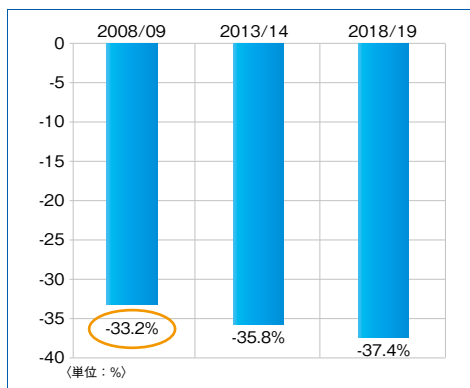


小泉 達治
(食料・環境領域主任研究官)

関連文献

小泉達治「米国のバイオエタノール需要が国際とうもろこし需給に与える影響」、『平成20年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究報告書』(世界食料プロジェクト研究資料第1号)、pp.13-25.
<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/jukyu-2.pdf>.

こうした状況により、米国のとうもろこし総需要量に占めるバイオエタノール用需要量の割合は1980/81年度の1.4%から2007/08



第2図 米国のバイオエタノール需要が国際
とうもろこし価格に与える影響比較
資料：筆者作成。

米国におけるバイオエタノール政策の拡大が原料作物であるとうもろこし需給へ与える影響を計量的に計測することを目的として、「世界とうもろこし需給予測モデル」を構築し、

3. 世界とともろこし需給予測モデルによる影響試算

年度は29・6%、2008／09年度は36・0%、2009／10年度は39・0%に増加している。このように、国内とうもろこし需要量に占めるバイオエタノール需要量の割合は、特に2000年以降、急速に拡大している。米国では、バイオエタノール需要量の増加は、価格上昇を通じてとうもろこし需要における飼料用、食用、糖化用、加工用、その他工業用向けとの競合を発生させている。こうした状況から、バイオエタノール需要量の拡大は、食料電給にも影響を与えていると考えられる。

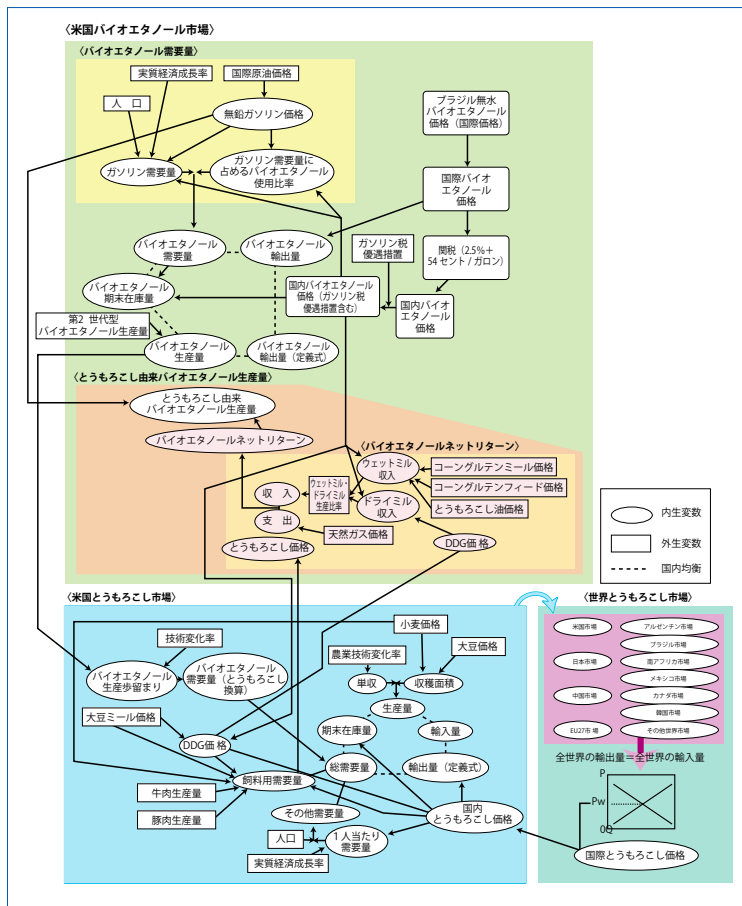
(参考1)「2007年エネルギー法」に基づく「再生可能燃料基準」の推移

	再生可能 燃料基準合計	再生可能 バイオ燃料 (Renewable Biofuel)	最先端 バイオ燃料 (Advanced Biofuel)	セルロース系 からのバイオ燃料 (Cellulosic Biofuel)	バイオ ディーゼル (Biomass based Diesel)	その他の最先端 バイオ燃料 (Undifferentiated Advanced Biofuel)
2008 年	9.0	9.0				
2009 年	11.1	10.5	0.6	0.0	0.5	0.1
2010 年	13.0	12.0	1.0	0.1	0.7	0.2
2011 年	14.0	12.6	1.4	0.3	0.8	0.3
2012 年	15.2	13.2	2.0	0.5	1.0	0.5
2013 年	16.6	13.8	2.8	1.0		1.8
2014 年	18.2	14.4	3.8	1.8		2.0
2015 年	20.5	15.0	5.5	3.0		2.5
2016 年	22.3	15.0	7.3	4.3		3.0
2017 年	24.0	15.0	9.0	5.5		3.5
2018 年	26.0	15.0	11.0	7.0		4.0
2019 年	28.0	15.0	13.0	8.5		4.5
2020 年	30.0	15.0	15.0	10.5		4.5
2021 年	33.0	15.0	18.0	13.5		4.5
2022 年	36.0	15.0	21.0	16.0		5.0

資料：「2007 年エネルギー法」より作成。

2007/08年度(2006/07～2008/09年度平均)を基準年として、2018/19年度までを試算した。

現行の農業・バイオエタノール政策の継続等一定の前提条件に基づいたベースライン予測では、予測期間中の世界のとうもろこし生産量および需要量は年率2.2%増加、貿易量も1.6%増加、国際とうもろこし価格は2007/08年度(3年平均)の4.2ドル/ブッシェル(1ブッシェル＝25・4 kg)から2018/19年度の7.8ドル/ブッシェルに上昇することが予測される。また、米国におけるバイオエタノール向けとうもろこし需要量は年率5.4%増加し、国内とうもろこし需要量に占めるバイオエタノール需要量の割合は2008/09年度の36・0%から



（参考2）世界とうもろこし需給予測モデルのフロー図
資料：筆者作成。

4. 結論

2018／19年度には43・0%まで拡大することが予測される。

このベースライン予測に対する代替シナリオとして、2008／09年度から米国においてバイオエタノールの生産が行われないケースをシナリオとして設定した結果、国際とうもろこし価格は、ベースライン予測結果に比較して2008／09～2018／19年度にかけて33・2～37・4%下落することが予測された。

4. 結論

本研究の影響試算結果から、2008／09年度におけるバイオ燃料需要が国際食料需給に与えた影

響は33・2%と考えられる。また、2018/19年度におけるバイオ燃料需要が国際食料需給に与える影響は37・4%と影響度が増加することが予測される。

なお、昨年、実施した影響試算結果では、2007/08年度におけるバイオ燃料需要が国際食料需給に与えた影響は22・2%であり、2008/09年度におけるバイオ燃料需要が国際食料需給に与えた影響は昨年度に比べて11・0ポイント上昇したことになる。

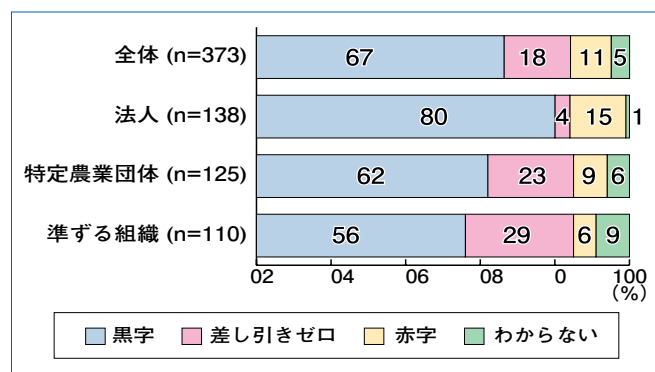
これは、米国のとうもろこし総需要量に占めるバイオエタノール用需要量の割合が2007/08年度は29・6%から2008/09年度は36・0%に増加したことが原因と考えられる。

集落営農組織への 第2回アンケート調査 (平成21年6月実施)の結果について

農林水産政策研究所では、地域農業の維持・発展に大きな役割を持つ集落営農組織の経営が一層発展できるように、より効果的な支援方策を検討する上での基礎資料とする目的の下、集落営農組織の状況等に関するアンケート調査を、農林水産省経営局の協力を得て平成20年度（第1回調査）に引き続き実施した。

調査では、集落営農組織534組織に対し、調査票の送付・回収・集計を行い、平成21年8月までに回収を終了した。回答数は385件であり、無効回答はなかったため、有効回答数は同左、有効回答率は72%であった。ここでは、今回実施したアンケート調査結果の中で、特徴的な点を示すこととする。

平成20年度の集落営農組織の収支決算状況を示したものが第1図である。全体では、「黒字」の組織の割合が67%、「差し引きゼロ」が18%、「赤字」が11%、「差し引きゼロ」が18%、「赤字」が11%、



第1図 組織形態別に見た決算状況

注(1) 無回答の12件を除く。

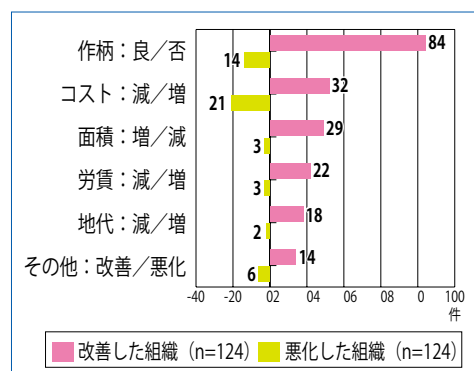
(2) 小数第1位で四捨五入しているため、合計が100%にならないものがある。

「わからない」が5%となっている。これを組織形態別の割合で見ると、法人では黒字の組織の割合が80%と高く、他方で赤字の組織の割合も15%となっている。特定農業団体および準ずる組織では、法人に比べ黒字ならびに

赤字の組織の割合が低く、「差し引きゼロ」の割合がそれぞれ23%、29%と大幅に増えている。

また、決算状況を組織設立後の経過年数別に見ると、「黒字」であった組織の割合は設立後4年以上経過した組織の方が3年以下の組織に比べ高くなっている。また、非法人組織において、「差し引きゼロ」と回答した組織の割合は、設立後4年以上経過した組織に比べ3年以下の組織で高くなっている。傾向としては、設立後の経過年数が長い組織ほど、「黒字」の割合が高く、収支をバランスさせている「差し引きゼロ」の組織割合が低くなっている。

平成20年度の決算状況について、平成19年度との比較をしたところ、「改善した」とする組織の割合が53%、「変わらない」が26%、「悪化した」が13%、「設立直後で比較不能」が8%となっており、「改善した」とする組織が過半を占めている。このうち、収支が改



第2図 収支が改善/悪化した理由

注. 無回答の3件を除く。

善した組織（126組織）、悪化した組織（32組織）について、その理由を示したのが第2図である。収支が改善した組織では、回答数の多い順で見ると、「作物の作柄が良かった」、「生産コストが減少した」、「経営面積が増えた」、「構成員に対する労賃払いを少なくした」、「構成員に対する地代を少なくした」となっている。他方、収支が悪化した組織では、「生産コストが増加した」、「作物の作柄が

経営安定
プロジェクト研究
集落営業チーム

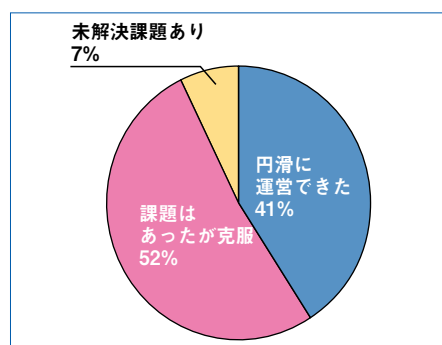
関連文献

今回のアンケート調査の詳細については、以下のURLを参照いただきたい。
http://www.maff.go.jp/prima/aff/kenkyu/syuraku/2009/pdf/100309_1.pdf

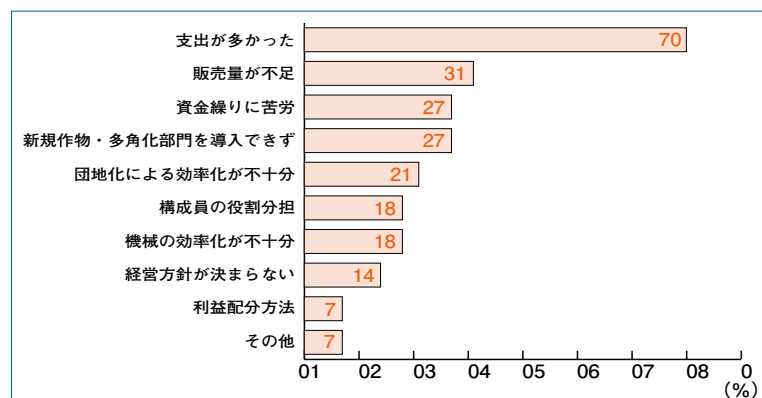
悪かった」、「経営面積が減った」、「構成員に対する労賃を多くしすぎた」、「構成員に対する地代を多くしすぎた」の順となっている。

以上から、収支が改善した組織が多かったのは、作柄が良かった組織の割合が高かったことが一番の理由として考えられる。また、平成20年度に肥料価格等の高騰があったにもかかわらず、収支が改善した理由として「コストが減少」を挙げているところも32組織あったことから、これらの組織では、肥料価格等の高騰による影響がありつつも、組織的な取組によるコスト削減効果があったと考えられる。

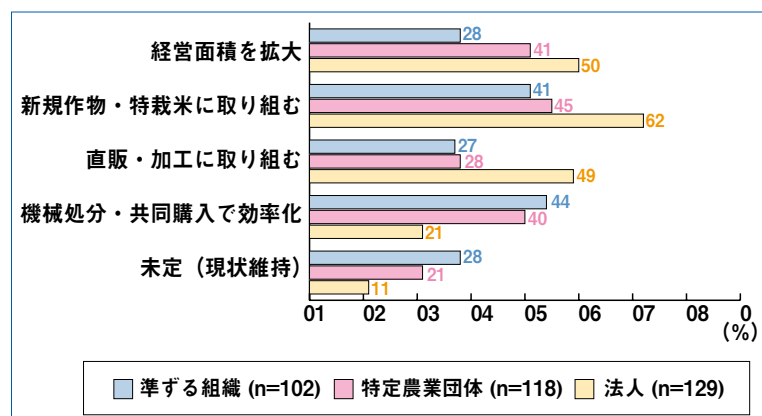
次に、平成20年度の組織運営の状況について示したのが第3図である。「円滑に運営できた」組織の割合が41%、「課題は様々あったが、何とか克服できた」組織の



第3図 運営上の課題の有無 (n=377)
注. 無回答の8件を除く。



第4図 運営上の課題 (n=215)
注. 無回答の6件を除く。



第5図 組織形態別に見た今後の取組
注 (1) 無回答の36件を除く。
(2) 図の項目のうち、「新規作物・特裁米に取り組む」は「新規作物を導入」と「特裁米等に取り組む」を、「直販・加工に取り組む」は「直販に取り組む」と「加工に取り組む」を、「機械処分・共同購入で効率化」は「機械を処分し効率化」、「資材の共同購入を進める」というアンケート調査の項目を、それぞれOR条件で統合したものである。

追求を想定しつつ、実現できないでいる苦勞が見て取れる結果となっている。

最後に、今後の取組について組織形態別に示したのが第5図である。法人・特定農業団体、準ずる組織の順に回答率が高くなっている取組と、その逆の傾向を示す取組がある。前者の取組は「経営面積を拡大する」、「新規作物・特裁米に取り組む」、「直販・加工に取り組む」といった新たな経営拡張や新規の取組に関するものであり、後者の取組は「機械処分・共同購入で効率化」や「未定 (現状維持)」である。

このように法人化された組織で、より積極的な取組が行われていることから「法人化」が集落営農組織の最終目的ではなく、経営の安定化・発展に向けた契機であったり、通過点であることがうかがわれる。

今後の取組に関して「未定 (現状維持)」以外を回答した組織について、今後の取組に関する不安を尋ねたところ、「設備投資など多くの資金が必要」という回答が最も多く、次いで新規作物の導入や加工の取組等に関わる「販路開拓が難しい」という回答が多くなっている。このほか、「生産・販売担当などの人材がいらない」(43%)、「農産物の生産・加工の技術が乏しい」(29%)といった回答が続いている。

農業補助金に関する WTO紛争事例の分析

第3回 EC—砂糖補助金事件 (WT/DS265)

東京大学大学院総合文化研究科 京極(田部) 智子

はじめに

EC⁽¹⁾—砂糖補助金事件は、EUの砂糖政策により砂糖産業へ交付される輸出補助金が農業協定・補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM 協定) に違反するとしてオーストラリア、ブラジル、タイが申立てたものである。EUはこれまで砂糖部門を手厚く保護する政策を継続して行っており、自身の財政を逼迫させる原因ともなっていた。また、特惠供与によりACP諸国 (African, Caribbean and Pacific Countries) も利益を得ていたことから、本件は途上国たるACP諸国の利害にも大きく関わるものであった。

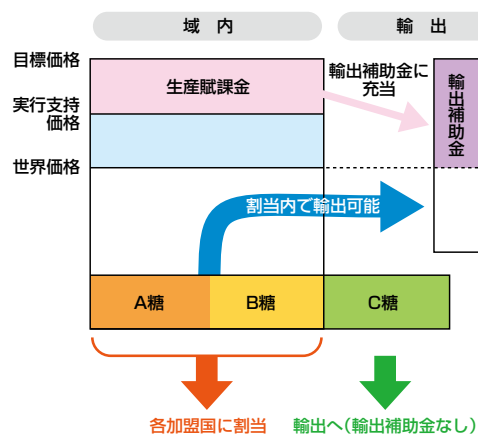
本稿では、本件における農業協定の輸出補助金についてのパネル・上級委員会の解釈について簡略に解説することとする。

1 事実関係及び経過

(1) EUの砂糖政策の概要

本件は、EUの砂糖共同機構 (Common Organization for Sugar) により交付される輸出補助金が農業協定及びSCM協定に違反する⁽²⁾として、オーストラリア、ブラジル及びタイが申し立てたものである。

EUは、1968年に砂糖共同機



第1図 EUの砂糖制度の概要

構を設立し、その規律内容は、砂糖分野における市場の共同機構に関する理事会規則No.1260/2001(2001年6月19日)により制定されている。問題となったEUの砂糖制度の概要は以下のとおりである⁽³⁾。

まず、域内で生産される砂糖は、便宜上、A糖、B糖に区分され、それぞれの原料となる甜菜もAビート、Bビートに区分される⁽⁴⁾。これらは、国内価格助成及び直接輸出補助金 (EC法では払戻金 (refunds) と呼ばれる) の対象である。砂糖の生産割当は、各EU加盟国に割り当てられ、各国内で、特定期間における実際の生産量を基礎として各生産者に割り当てられる。割当制度は、生産または輸出される砂糖の総生産量に制限を設けるものではないが、A糖及びB糖の割当レベル以上に生産された砂糖はC

糖と呼ばれ、国内価格助成または直接輸出補助金の対象とはならず、輸出されなければならない。さらに、C糖が輸出されたという証拠が一定期間内に提示されなければ、C糖に対し課徴金が課せられることになる。なお、EUはC糖については輸出補助金を交付していないとしている。

次に、EC規則では、「共通農業政策の目的の達成及びEU砂糖市場の安定化のために」「砂糖の購入に関する介入メカニズム」を設定している。設定される介入価格は、国内市場で適用され、ACP諸国及びインドからの砂糖の輸入を行うEUの輸入業者によって支払われる保証最低価格となる。同様に、割当ビートに基本価格が設定され、Aビート、Bビートに対しての最低価格も設定されている。

第3に、世界市場価格での輸出を可能とするため、世界市場価格と域内価格との差が「輸出払戻金」によりカバーされるように規定している。

ECの譲許表では、第4部第2節で、砂糖についての輸出補助金約束手は、4億9,910万ユーロ及び1,273,500トンが上限とされた。これには、脚注が付けられており、「ECが削減約束をしていないACP諸国及びインドからの砂糖の輸出を含まない。1986年から1990年の間における輸出の平均は、160万トンである。」と記述さ

第1表 EC-砂糖補助金事件の経緯

2002. 9.27	オーストラリア・ブラジルによる協議要請
2003. 3.14	タイによる協議要請
2003. 8.29	パネル設置
2004.10.15	パネル報告書
2005. 1.13	ECによる上級委員会申立て
2005. 1.25	オーストラリア・ブラジル・タイによる上級委員会申立て
2005. 4.28	上級委員会報告書配布
2005. 5.19	DSBによるパネル・上級委員会報告書採択
2005. 6.13	ECがDSB裁定について履行意思を表明
2005. 8. 9	履行期限についてオーストラリア・ブラジル・タイが協議要請
2005.10.28	DSU 第21条3項 項仲裁裁定（履行期限：2006.5.22）
2006. 2.28	EC規則公布

れていた。

(2) WTO紛争解決手続への申立て

申立国のオーストラリア・ブラジル・タイは、ECは、譲許表の脚注に「ACP諸国及びインドからの砂糖の輸出を含まない」と記載しているが、そのような脚注の留保は農業協定上許されず、1995年以来、その年間約束レベルを超えて補助金付きの砂糖を輸出し続けており、農業協定第3条及び第8条に違反すること、C糖には農業協定第9条1項(c)の輸出補助金が付与されており、第3条3項及び第8条に違反して約束レベルを超えて（た補助金付きで）輸出されていること、また、ECは「ACP/インド相当」砂糖の輸出について直接輸出補助金を供与しており、これは農業協定

第9条1項(a)が適用されるもので約束レベルを超えていることから、農業協定第3条3項及び第8条違反であること等主張した。

一方非申立国であるECは、農業協定第3条3項では削減約束を脚注の形で記載することを禁じておらず、砂糖に対する輸出補助金はこれまで削減してきており第3条及び第8条に合致するものであること、C糖については（農業協定第9条1項(c)の要件である）「支払い」は行われていないこと、「ACP/インド相当」砂糖の輸出は削減約束には含まれないこと等主張した。

(3) 経過

本件の経過は第1表のとおりである。勧告の実施については、DSU第21条3項に基づく仲裁が行われ、その後履行期限までにECは新たな規則を公布している。

2 パネルの判断

(1) ECの輸出補助金削減約束…譲許表の解釈

パネルは、ECの砂糖に対する輸出補助金の約束レベルを検討するに当たり、「農業協定とECの譲許表第4部第2節脚注1が調和的に解釈しうるかを評価」する必要があるとし、以下

のように検討した(7122)⁵⁾。

まず、パネルは、「約束レベル」が農業協定第3、8、9条では定義されていないことから、これら条項の文脈を検討することとし、第3条及び第8条は加盟国が農業協定及び譲許表における削減約束に従って行う場合以外に輸出補助金を供与してはならないと規定しており、第3条3項では、ある産品の輸出補助金の約束レベルは、数量及び予算上の支出の双方を譲許しなればならないことを明確に規定しており、加盟国は、「自国の譲許表…」に明記されている予算上の支出及び数量に関する約束の水準を超えて、輸出補助金を交付してはならない、とした(7124-137)。

次に、譲許表の解釈について、パネルは、ECの砂糖の輸出補助金に関する約束レベルが、①輸出補助金の表にある約束レベル（すなわち、農業協定の実施期間において削減されるもので2001年以降固定されたもの）、及び、②ACP/インド原産砂糖に関するECの譲許表脚注1にある約束レベル、という2つの要素を法的に含むかどうかについて検討した(7144-145)。パネルは、加盟国の譲許表は、農業協定第3条1項において「1994年のガットの不可分の一部」とあることから、条約と同様に解釈されるべきであるとした。そして、条約解釈の第1の目的は、当事国の「共通

の意図」を確定することであり、条約の解釈原則によれば、すべての文言には「意味が与えられなければならない」ことから、脚注1の解釈に当たっては、「条約解釈の原則を尊重し、脚注に的確な意味を与えるよう最大の努力をしなければならない」とした(7146-154)。

また、加盟国の譲許表と農業協定との抵触については、先例に従えば、「互いに排他的な(mutually exclusive)な場合に生じるとされており、WTO協定と加盟国の譲許表については、譲許表の項目を加盟国の約束を「明確化及び限定化(clarity and quality)」するために使用できるが、WTO協定の義務を「削減したり（それに）抵触したり(reduce or conflict)」するように使用してはならないとされる、とした(7155-161)。結論として、脚注の文言の通常の意味は、ECが主張するようには読めないこと、ECの農業委員会への通報によれば、脚注1が輸出補助金の上限を設定しているとはされておらず(7169-174)、ECが自身、脚注を譲許表において特定されている約束とは「扱って」いないと考えられること(7175-177)、から、脚注1の通常の意味は、ACP/インドから輸入された砂糖に「相当する」量の砂糖に補助金を付けて輸出できる、とは読めないとした(7178-180,7183)。

以上より、パネルは、脚注1の通常の意味は、ACP/インド原産砂糖に相当する量の砂糖に対し追加的に160万トンの輸出補助金を認めるものではなく、また、脚注1は、ECの約束レベル(1,273,500トン)及び予算上の支出の約束(4億9,910万ユーロ)を拡大・変更するものではないと判断した(7184)。

パネルは、さらに、脚注が、ECの約束レベルの削減対象ではないが、約束レベルを構成する第2の要素と読めるかどうかを検討したが、WTO整合的な輸出補助金は、譲許表に記載され、削減対象となっていなければならず(7185_187)、脚注は、ECの譲許表における約束を削減・変更しようとするもので、ECの農業協定上の義務と抵触するとし、両者を調和的に読むことはできないとした(7190_191)。

以上より、パネルは、本件で問題となっている脚注は、ECの削減約束の一部としてACP/インド原産砂糖の輸出分を追加すると解釈することはできず、逆にそれらを削減約束から除外するものと解釈され、ACP/インド原産砂糖の輸出への輸出払戻金の交付は、農業協定第9条1項(a)に規定する輸出補助金であり、ECは農業協定第3条3項及び第8条を遵守しなければならぬにもかかわらず、本脚注はそれらに抵触する内容となつて

いると判断した(7220_221)。

(2) 農業協定第6条1項(c)の解釈

農業協定第9条1項(c)は、①「支払い」が行われていること、②「支払い」が、「農産品の輸出について行われる」ものであること、③「支払い」が、「政府の措置によって」行われているものであること、という3つの要件を満たさなければならない。パネルは、(a) CビートのC糖生産者に対する生産費用以下での販売という形の「支払い」かどうか、また、(b) A糖及びB糖の販売から得られる利益をC糖生産の固定費用に充当するところ「内部相互補助(cross-subsidization)」という形態での「支払い」かどうか、について検討した(7231_233)。

CビートのC糖生産者への生産費用以下での販売について

パネルは、カナダ・乳製品輸出補助金事件上級委員会報告における解釈を念頭に置き、「Cビート生産者が、C糖生産者に対し生産コスト以下の価格を設定することによってその適正価値の一部を放棄したのかどうか、言い換えれば、Cビート生産者がCビートを値引きすることによってC糖生産者に対し経済的資源の移転を行ったかどうか」を検討した(7261)。まず、Cビー

トがC糖生産者に対し生産コスト以下で販売されていることには争いはなく(7265_267)、事実上、Cビートの適正価値が価格に反映されていない限りにおいて、現物による支払いがC糖生産者に対し行われており、それは、第9条1項(c)に言う「支払い」に当たると判断した(7269_270)。

次にパネルは、Cビートの生産費用以下での販売を通じた「現物による支払い」が輸出を条件としているかどうかを検討した。「輸出に係る」支払いとは、「輸出を行うことを条件にした」ものである必要はなく、問題とされる支払いが輸出に基づくものかどうか不重要であり(7273_275)、パネルは、CビートはC糖生産にしか使われず、C糖は輸出されなければならないことから、CビートのC糖生産者に対する生産コスト以下の販売の形態での支払いは、「輸出」に係るものであり、Cビートの割引という形態の支払いは、C糖生産者にしか支払われず、それは「輸出」に係るものである(7276_277)とした。

以上より、パネルは、「Cビート生産者によるCビートの生産費用以下での販売の形態によるC糖生産者に対する支払いは、農業協定第9条1項(c)における「輸出」に係るものである」と判断した(7279)。

最後にパネルは、「現物による支払い」が「政府の措置による」ものかど

うかを検討した。この問題につき、パネルはまず、カナダ・乳製品輸出補助金事件履行確認手続(1回目)上級委員会報告を参照し、問題となる措置については、C糖生産者が、ビート生産者に対し、Cビートについて平均価格または割当に対する価格以上の価格を支払うことにより、割当を超える生産を行うインセンティブを与えていること、また、ECは、国内市場において、砂糖の価格と供給を管理しており、この政府の行為は、消費者及び納税者からA糖及びB糖生産者、また、Aビート及びBビート生産者へと資源の移転を行うのに不可欠であること(7283_291)に言及し、「C糖生産者は、農業協定第9条1項(c)の意味における、政府の措置による輸出について行われる支払いを受けている」とした(7292)。

内部相互補助について

ECの砂糖制度における内部相互補助が、政府の措置によって輸出について行われる支払いかどうかについて、パネルは農業協定第9条1項(c)の3つの要素を検討した(7194)。

まず、「支払い」の存在について、パネルは、カナダ・乳製品輸出補助金事件履行確認手続(1回目)上級委員会報告を参照し、データによればC糖の価格はその生産費用をカバーしてい

ないことを指摘し、また、C糖が平均総生産費用以下で販売され、その固定費用が何らかの形で資金手当てされているにもかかわらず、平均変動費用以上で販売される場合には利益が生じるとした(7301-302)。パネルは、A糖及びB糖の高い管理国内市場価格によって砂糖生産者は固定費用をカバーしC糖を平均変動費用以上平均総生産費用以下で輸出することを可能としていること、A、B、C糖は同一の生産ラインであり、A、B、C糖の固定費用がA糖及びB糖の販売利益から支払われている限りにおいて、ECの砂糖制度では、域内の砂糖生産者に対し総生産費用以下でのC糖の生産・輸出を可能とする利益が与えられていると述べ、したがって、この内部相互補助は、財源の移転の形で「支払い」を構成すると判断した(7303-310)。

以上より、パネルは、「国内消費者にかかる高価格を含むEC砂糖制度の運用における様々な措置の累積的効果を通じて行われている内部相互補助は、C糖生産者に対し、C糖の生産・販売を可能としているものであり、A糖及びB糖の販売から得られる利益から、C糖の輸出生産への財源の移転の形態による、農業協定第9条1項(c)の意味での支払いが行われている」とした(7314)。

また、この支払いが「輸出」について行われているかどうかについては、

パネルは、これまでの分析から、C糖は輸出されなければならないこととされていることから、C糖への支払い・補助は、当該製品の輸出について行われる支払いであるとした(7322)。さらに、支払いが「政府の措置による」ものかどうかについては、ECの制度は、生産者にその割当を充足するために輸出用砂糖の生産を促進することで国内助成の通常の限界を破るインセンティブを与えており、国内消費者への高価格及びA糖及びB糖割当の運用により、C糖の輸出者がその生産費用の相当部分をカバーし輸出を可能としている、とし、ECの政府の措置は、国内砂糖供給及び価格設定を管理することであるようなことを可能としているとした(7326-331)。

以上より、ECは、1995年以降、特に、2000/2001市場年度以降のECの約束レベルを超えるC糖の輸出について補助金が支払われていない証明をしていないことから、ECは、農業協定第3条及び第8条に違反する(7334-335)とパネルは判断した。

3 上級委員会の判断

(1) EC 譲許表の解釈

パネルの譲許表の解釈についてECは、パネルの脚注及び農業協定

の解釈は誤りであり、農業協定が加盟国の譲許表に優越するという規定はない(165)と主張した。

これに対し、上級委員会は、①脚注の解釈②脚注と農業協定の整合性③加盟国の譲許表と農業協定の関係の3点について判断を行っている。

脚注の解釈について

まず、上級委員会は、農業協定における輸出補助金削減約束はガットの一部分であり、脚注の解釈に当たっては、条約法条約の条約解釈規則が適用される(166-168)と述べた後、脚注の意味について、ECの主張を以下のように要約した。すなわちECは、譲許表における砂糖の予算上の支出及び量の約束は、輸出補助金約束の第1の要素であり、脚注は、輸出補助金約束の第2の要素を構成すると主張し、また、脚注の第1文は、ACP/インドからの輸入に相当する砂糖の輸出について、輸出補助金削減約束をしていないことを意味し、第2文は、当該砂糖の輸出货量は、ACP/インドからの実際の輸入力または160万トンのどちらか少ない方に制限されることを意味していると主張した。

ECによれば、脚注1は、輸出補助金を160万トンまで追加で出せること及びそのような補助金を160万トンまたは実際のACP/インドから

の輸入量のどちらか少ない方に制限するという別個の約束をしていることになり、さらに、ECは、第1文におけるACP/インド原産砂糖の輸出は、ACP/インド原産砂糖の再輸出ではなく、ACP/インドからの輸入砂糖に相当する量のECによる砂糖の輸出を意味しているという(169)。

このようなECの主張に対し、上級委員会は、脚注の単純な読み方(plain reading)によれば、ACP/インド原産砂糖の輸出への補助金を制限するというECの約束を示しているとは読めないとし(174)、ACP/インド原産砂糖がACP/インド相当砂糖であるかどうかについては、ECの主張には説得力はないとして(175-180)、脚注の意味が、ACP/インドからの実際の輸入力または160万トンのどちらか少ない方に相当する量の砂糖の輸出への補助に限定されるというECの約束であるとは考えられないとした(181-188)。

脚注と農業協定との整合性について

また、上級委員会は、ECの主張(脚注がACP/インド相当砂糖をベースとした輸出補助金を限定するもの)を認めたとしても、農業協定第3条3項は「予算上の支出及び数量」双方について、第9条1項に掲げられた輸出

補助金に関する約束を特定するものであり、脚注ではそれがなされていないことから、第3条3項違反である(200)と判断した。また、ECは、予算上の支出及び数量の双方で、規定する約束レベルを達成していないことから、脚注は、第9条1項に違反する(203-210)とした。

加盟国の譲許表と農業協定の関係について

上級委員会は、農業協定第8条において、加盟国は、農業協定及び譲許表に約束した以外の輸出補助金の供与は禁止されていることから、農業協定及び譲許表双方の遵守は義務であり、加盟国の譲許表に特定された約束が農業協定に合致していなければならぬことは明確であるとし(216)、農業協定におけるどのような条項も、加盟国に対し、協定上の義務から逸脱するように譲許表に定めることを認めるものではない(217-220)と述べた。また、ECの譲許表の一部である脚注は、ガットの不可分の一部であり、農業協定第21条により、脚注より農業協定の条項が優先する(222)とした。

以上より、上級委員会は、①脚注がACP/インド相当砂糖の輸出補助金に対する制限を意味する約束だと仮定したとしても、脚注は予算上の支出及び数量に関する約束を含まず、農業協定第3条3項違反、②また、

ACP/インド相当砂糖の輸出が削減対象とされていないことから、脚注は、第9条1項違反、③さらに、第3条3項及び第9条1項違反であることから、第8条にも違反する、と判断した(224-226)。

(2) 農業協定第9条1項(c)の解釈

CビートのC糖生産者への生産「スト」以下での販売という形態の支払いについて

ECは、パネルの「C糖の販売という形態の「支払い」が「政府の措置による」ものであるという判断は誤りであり、政府の措置は、単にビート生産者が資金調達し支払いを行うことを可能にしているに過ぎないと主張した(230-232)。

こうしたECの主張に対し、上級委員会は、まず、「政府の措置によって行われる」という文言について、カナダ・乳製品輸出補助金事件の上級委員会報告を参照して、以下のように解釈されると述べた。すなわち、

・第9条1項(c)は、政府の措置の種類については何ら限定をしていない。また、政府の措置は政府の命令(mandate)や指示(direction)を含む必要はない。「行われる(finance)」は、支払いが行われるような財政的資源が供給される「メカニズム」または「プロセス」を指すが、政府それ自身が支払

いを行うために生産者に資源を供給する必要はなく、支払いは民間団体によって調達されてもよい。

・「[by virtue of]」は、資金供給の相当部分において政府の措置それ自身を含んでいなくても、政府の措置と支払いの供給との間に何らかの結びつき(nexus)または明白な関係(demonstrable link)がある必要がある(233-237)。

そして、上級委員会は、パネルの事実認定を勘案すれば、ECの砂糖制度はCビートの原価割れ販売が政府の措置によって資金供給されているという直接の関連を示すものであり、ECの主張は却下する(239)と述べ、上級委員会は、Cビートの砂糖生産者への低価格販売の形態での支払いは、第9条1項(c)の意味での「政府の措置によって行われる」支払いであるとしたパネルの判断を支持した(250)。

内部相互補助について

ECは、①「内部相互補助」は、砂糖生産者への「資源の移転」ではなく、また、生産者に利益を与えるものではないことから、「支払い」を構成しない、②砂糖生産者はC糖の生産及び輸出を要求されていないことから、「支払い」は、C糖の「輸出について行われる」ものではない、ことから、パネルの判断は誤りであると主張した

(253-254)。

これについて、上級委員会は、①「内部相互補助」が「支払い」を構成するか、②「支払い」が「輸出について」行われているか、の2点について検討した。

① 「内部相互補助」が「支払い」を構成するか

上級委員会は、ECの主張を斥け、「支払い」は、「2つの別個の団体の存在」を必ずしも必要としないとし(261-267)、また、第9条1項(c)は、「利益の存在について独立の検討」を要しないとした(268-269)。

結論として、上級委員会は、「C糖の生産は、EC砂糖制度の運用から生じる内部相互補助を通じて財政的資源の移転という形態により、第9条1項(c)の意味における「政府の措置によって行われる支払い」を受けている」というパネルの判断を支持した(270)。

② 「支払い」が「輸出について」行われているか

ECは、パネルが第9条1項(c)の「農産品の輸出について行われる支払い」という文言を誤って解釈しており、これは、輸出を条件とするという意味であると主張したが(272-273)、上級委員会は、パネルの言うように、「輸出について」という意味は、輸出を

「条件とし」ている必要はなく、輸出に「関連して」いればよいとして、パネルの見解に同意し、C糖が輸出されなければならぬこと及び「内部相互補助」による支払いは、「輸出について行われる支払い」であるとした(274-275)。

以上より、上級委員会は、「EC砂糖制度の運用から生じる内部相互補助を通じて財政的資源の移転の形態によるC糖生産への支払いは、農業協定第9条1項(c)の意味における「輸出について」行われるものである」というパネルの判断を支持した(278)。

4 本事件の意義

(1) 本事件のその後

EUの砂糖制度については、WTOにおける判断を待つまでもなく、EU内部での批判も多く出てきており、2004年7月にはEU委員会が、支持価格の引下げ、クォータの削減などを含む制度改革案を提案し、当該制度の期間満了を待つことなく2005年から新制度を施行していくことも提案された⁽⁶⁾。2006年2月には新理事会規則が採択され、正式に砂糖制度改革が実施されることとなった。本改革では、支持価格の引下げとそれに伴う所得減少の補償のためのデカップル型直接支払いの導入、A糖・B糖の生産割

当を統合し新たな割当制度への移行等が行われた⁽⁷⁾。また、これまでの制度において恩恵を受けていたACP諸国については、支援措置が行われることとなった⁽⁸⁾。

(2) 本事件の意義

本事件については、まず、農業協定第9条1項(c)の「政府の措置によって農産物の輸出について (on the export) 行われる支払い」の意味がより明確になったことがあげられよう。この条項については、カナダ・乳製品輸出補助金事件でも問題とされたが、同事件では問題となった措置の下で輸出が行われる際の要件についてはあまり明確に述べることがなかったため、原価割れ輸出販売と単なる国内助成の存在をもって輸出補助金が存在するという比較的広い解釈となっていた。本件においては、上級委員会は、C糖が輸出されなければならない「制度」になっていることに重点を置き、補助金と輸出との間の緊密な関係が必要とするということにより、それまでの判例の範囲を狭め明確にしたと考えられる⁽⁹⁾。

また、譲許表の解釈については、譲許表における約束は1994年ガットの不可分の一体とされ、農業協定の規定が譲許表の内容に優越することが明らかになっている。すなわち、当事国の交渉の結果として作成された譲許表

であっても、農業協定の義務を免れないということである⁽¹⁰⁾。

注

- (1) EC/EUについては、現在一般的には「欧州連合(European Union)」という呼び方が定着しているが、WTOの文脈においてはEUそのものが「European Communities」という名称で加盟国としての資格を有しており、パネル・上級委員会報告書では一貫して「EC」が用いられていることから、本稿においてもWTOの文脈においては「EC」という表現を用いることとする。
- (2) SCM協定については、パネルにおいては訴訟経済の観点から判断は下されておらず、上級委員会においてはそれが誤りであるとされたが、上級委員会はSCM協定について判断するのに必要な十分な事実がパネルにおいて認定されていないことから検討を行っていない。
- (3) 制度の概要については、農畜産業振興機構(2003)参照。また、第1図も参照のこと。
- (4) EUの砂糖制度においては、域内の砂糖の需給調整と砂糖の価格安定を目的として、生産割当制度による生産制限を行っている。割当制度におけるA糖、B糖の区分は便宜的なもので、A糖割当は国内消費量の水準を反映した量、B糖割当はA糖割当に対する比率として設定されている。B糖割当は当初不作の際の保険として設定されたものだが、その後、余剰生産分を補助金つきで輸出することも念頭においてコスト削減のために規模拡大を図りたい生産者のために利用されている。A糖割当とB糖割当を合わせたものが各国の最大割当数量であり、本文で後述するように、これを超えて生産された砂糖がC糖とされる。
- (5) 以下本稿の()内の番号は、パネル報告書または上級委員会報告書におけるパラグラフ番号。
- (6) 小林(2005) 107-108頁。
- (7) 是永(2007)、農畜産業振興機構(2009)参照。
- (8) 是永(2007) 16頁。
- (9) DSC参照。
- (10) 清水(2006) 100頁。

【参考・引用文献】

- 小林弘明(2005)「EUの砂糖政策と輸出競争力」『平成16年度欧州アフリカ地域食料農業調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業協力・交流協会。
- 是永東彦(2007)「EU共通砂糖政策の改革とその影響」『平成18年度欧州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書』、国際農林業協力・交流協会。
- 清水章雄(2005)「ECの砂糖に対する輸出補助金」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書XV』、公正貿易センター。
- 清水章雄(2006)「ECの砂糖の輸出に対する補助金」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書XVI』、公正貿易センター。
- 農畜産業振興機構(1999)「EU砂糖制度等の概要について(砂糖類情報:1999年5月)」http://sugar.jin.go.jp/world/lmc/jlc_9905.htm (2006.7.6アクセス)。
- 農畜産業振興機構(2003)「EUの砂糖制度の概要(砂糖類情報:2003年10月)」<http://sugar.jin.go.jp/world/lmc/0310eu.htm> (2006.7.6アクセス)。
- 農畜産業振興機構(2006)「EUの糖業事情(1)砂糖制度改革とその影響について(砂糖類情報(2006年5月))」<http://sugar.jin.go.jp/world/about/about0905a.htm> (2006.7.6アクセス)。
- Conconi, Paola (2008) "Comment: EC-Export Subsidies on Sugar: Prepared for the ALI Project on the Case Law of the WTO." World Trade Review 7.
- Hoekman, Bernard and Robert Howse (2008) "EC-Sugar." World Trade Review 7.
- World Trade Law. net Dispute Settlement Commentary (online) (DSC). <http://www.worldtradelaw.net/> (2006.7.6アクセス)。
- (WTO報告書)
- European Communities - Export Subsidies on Sugar (WT/DS265, 266, 283/R, WT/DS265, 266, 283/AB/R)

貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題

農林水産政策研究所 福田 竜一

1 はじめに

WTO体制の発足後、初の多角的貿易自由化交渉であるドーハ開発アジェンダ（DDA）が各国の鋭い利害対立によって停滞を余儀なくされる中、主要各国は自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）が相次いで締結に至った。しかし、かつて農産物貿易自由化交渉や農政改革において、山積する難題を完全に解決をしたことはほぼ皆無であり、通常はその部分的調整にとどまらざるを得なかった。そこで FTA/EPA が多数締結されるなど、DDA が停滞しながらもなお貿易自由化が進展したという成果が認められつつも、そこでは農産物貿易問題がこれまでと同様に部分的調整を受けたにすぎず、なお再調整する余地を残したという限界点もあったと推察することができる。

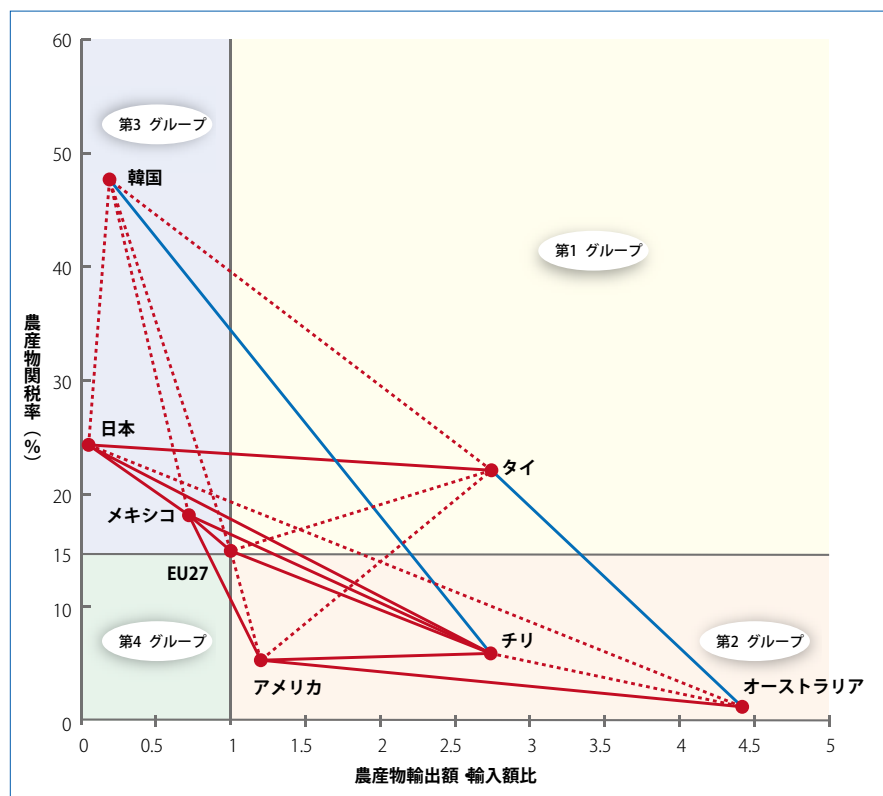
以上のような問題意識に基づき、

DDA が開始された 2001 年ごろから FTA/EPA が相次いで締結された 2007 年ごろまでを貿易自由化交渉の「多層的展開期」として位置づけ、そこではどのような農産物貿易問題が発生して、それはどのようにして調整されたのか、あるいは調整されなかったのか、各国の FTA/EPA の締結状況とそこで発生していた農産物貿易問題等の分析から、その成果と限界について考察することが小稿の課題である。

2 2 国間自由貿易協定における農産物貿易問題の発生と調整

(1) 農産物貿易問題発生期の構造

ここでは多層的展開期において FTA/EPA の締結数が比較的多



第1図 農産物貿易－農産物関税率平面

資料：筆者作成。

注 (1) 実線は既に発効した FTA、点線は現在交渉中（中断を含む）、発効前の FTA を表す（いずれも 2008 年 2 月現在）。オーストラリアと韓国の FTA 交渉は 2009 年 3 月 5 日に開始された。

(2) タイ韓国、タイ EU の FTA は、いずれも韓国、EU と ASEAN との FTA である。

(3) オーストラリア・チリ FTA は 2008 年 7 月 30 日に署名され、2009 年 3 月 6 日に発効した。

本稿の詳細については、農林水産政策研究叢書第10号「貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究」（平成22年3月）を参照されたい。

第 1 表 各 FTA / EPA における農産物貿易問題のまとめ

	事例 (発行年)	グループ	農産物貿易 問題の2国 間の距離	GDP の格差	1人当たり GDP の格差	農産物（全品目）の自由化水準	除外農産品目 (再協議品目含む)	個別事例にみられる特徴
農産物純輸出国間	豪タイ (2005)	1-2	1.92	3.7	11.7	両国は最終的に関税をすべて撤廃するが、タイはセンシティブ品目を 20 年以内の段階的撤廃	なし	タイは農産物輸出国だが、農産物関税率は高く、農産物交渉は難航した。合意内容はタイ側のセンシティブ農産品には TRQ、またセーフガードの設定もあるが、除外農産品目はない
	米豪 (2005)	2-2	2.28	17.2	1.2	・オーストラリアは直ちにすべての関税を撤廃 ・アメリカは 2022 年までにタリフライン の 89.5% を無税化	砂糖、乳製品	アメリカのセンシティブな砂糖、乳製品の除外を巡り交渉が拗れた 末に除外で妥結した（第4章）
	米チリ (2004)		1.09	90.5	5.0	12 年かけて段階的完全撤廃	なし	チリは果物の世界最大の生産国だったが、季節が逆であることやチリの輸出力がさほど驚異となるほどではないと見込まれ、最終的にはすべての商品の関税が撤廃されることで合意された（第2章）
農産物純輸入国間	EU 墨 (2000)	3-3	0.29	17.3	3.7	・EU は農産物全タリフラインの 45% を完全撤廃、23.1%を部分撤廃 ・メキシコは農産物全タリフラインの 49.8% を完全撤廃、17.6%を部分撤廃	食肉、乳製品、穀物、砂糖、ワイン	・農産物貿易面でよく似た属性を持つ両国 ・EU の方針もあって、比較的多くの農産品が自由化されおらず、日墨 EPA 交渉では日本が参考した
	日墨 (2005)		0.64	5.17	4.2	日本は農産物全タリフラインで 41.7% を完全撤廃（久野・木村（2007））。なお全産品では、全タリフラインの 86.4% の実行税率がゼロまたは MFN 税率以下、全タリフラインの 78.7% が関税撤廃（WHO(2007e、22p)）。	コメ、麦、乳製品、砂糖、パイナップル	EU の交渉スタイルを日本が踏襲したが、日本は豚肉、オレンジジュースで譲歩を余儀なくされ、メキシコの農業セクターには日本の市場開放が不十分であるとの不満が残された
農産物純輸出・輸入国間	日タイ (2007)	1-3	1.89	21.0	10.7	・全品目で日本は貿易額ベースで 91.6% を、タリフライン (HS6 桁) で 92.4% ・タイは貿易額で 97.4% を、タリフライン (HS6 桁) で 98.8%	コメ、米麦調整品、乳製品、牛肉、サゴでん粉、豚肉、砂糖、キャッサバでん粉	・日本が相手国の農林水産業開発に協力し、センシティブ農産品目除外で合意に至った ・再協議対象品目等が少なくなく、なお交渉が完全決着したわけではない
	EU タイ (2003)		1.40	99.8	3.3	・EU はタリフラインの 71.7% を完全撤廃、7.3% を部分撤廃 ・チリは 10 年でタリフラインの 90.7% を撤廃	小麦、砂糖、植物油、乳製品	EU 墨 FTA に比較する EU の農産品の自由化度合いがやや高まった
	日チリ (2007)	2-3	2.30	29.8	3.8	・全品目で日本は貿易額の 90.5%、タリフライン (HS6 桁) で 92.3% ・全品目でチリは貿易額の 99.8%、タリフライン (HS6 桁) で 94.8%	コメ、麦、乳製品、砂糖、パイナップル、オレンジ	日本はメキシコに引き続き、コメや乳製品等の重要品目を除外させた
	韓チリ (2004)		3.51	6.1	2.1	・韓国はタリフラインで 21 品目を除外、391 品目を再協議 ・チリはタリフラインで 61 品目を除外	コメ、乳製品、小麦、リンゴ、ナシ、油脂、砂糖、	・韓国初の FTA 交渉だが、農産物問題が深刻化した ・韓国のセンシティブ農産品は除外、チリは小麦、タイヤ、冷蔵庫等を除外した
	米韓 (未発効)		3.14	14.9	2.4	・韓国は最終的にタリフラインでほぼ 99% の関税を撤廃 ・アメリカは 15 年ですべての関税を撤廃	コメ	韓国はコメ除外方針を貫いたが、他の農産品は最終的には関税撤廃で合意した

資料：各種資料より筆者作成。

注 (1) 協定発効年が物品とサービスで異なる場合は、物品の発効年とした。

(2) グループは前掲第 1 図を参照。農産物貿易問題の 2 国間の距離は本文参照。

(3) 米韓 FTA の自由化水準は奥田 (2007、50 頁) より作成。

(4) 日タイ、日チリの自由化水準は財務省関税局「平成 19 年 9 月 21 日関税・外国為替等審議会関税分科会資料 最近の関税を巡る国際的諸問題について (資料 1 - 1)」より作成。

かった主要国の中から、アメリカ、EU、日本、オーストラリア、韓国、メキシコ、チリ、タイを対象として分析する。第 1 図は、垂直軸に対象 8 カ国の農産物平均関税率、水平軸に各国の農産物輸出額・輸入額比率をそれぞれ配した座標軸である。2 国間を結ぶ線は、実線が両国間で既に FTA が発効していること、点線は FTA が発効前ないし交渉中（中断を含む）であることを示す。ここで農産物平均関税率 15% と農産物輸出額・輸入額比率 1 をそれぞれ基準として、各国が 4 つのグループに分類される。

同図によれば、当然であるが、同一グループに属する国同士であれば図上の両国間の距離、すなわち両国の農産物貿易問題の距離は比較的近くなり、逆に異なるグループであればその距離は遠くなる傾向がある。そうした前提の下でみると、同一グループであった 2 国のうち EU 韓、米豪、韓メキシコ、日韓は農産物貿易問題の 2 国間距離は同じグループに属しているが、その距離はやや離れているとみることができ。このうち米豪 FTA は締結・発効したが、砂糖などのアメリカの輸入センシティブな農産物問題をめぐり交渉は難航を余儀なくされ、FTA から砂糖は除外されるなど農産物の扱いをめぐる両国間の摩擦が生じた。豪タイ FTA はともに農産物純輸出国という属性を有している国同士の FTA

だが、この図上では両国は異なるグループに属しており、実は農産物貿易問題の 2 国間距離もやや離れているといえ、両国が直接交渉する FTA では少なからず農産物貿易問題をめぐって両国間に摩擦が生じていたのである。

(2) 農産物貿易問題の考察

各国の一般的経済状況と農産品の自由化水準や FTA の交渉経緯等を、ここでは取り上げなかったものを含めて第 1 表に整理する。ここではこれらの事例から、DDA 停滞下の FTA 交渉において、農産物貿易問題がいかに発生し、どのように調整されていたのかを考察した結果を 3 点指摘する。

第 1 に、それまで多角的交渉の場ではさほど意識されてこなかった農産物貿易問題が、FTA の多発化によって顕在化したことである。同じ農産物純輸出国の立場にある米豪両国だが、オーストラリアに対してアメリカは農産物輸入国であり、また農業保護国でもあった。そうした農産物貿易問題での両国間の「距離」もあって、米豪 FTA 交渉では農産物問題をめぐって対立関係が生じた。豪タイ両国も、やはり同じ農産物純輸出国でケアンズグループのメンバー国などの共通の属性を有しているが、とりわけ

第2表 韓国のFTA締結構造

R1=([K],[J],[U],[C],[E])

R2=([K,J],[U],[C],[E])

R3=([K,U],[J],[C],[E])

R4=([K,C],[J],[U],[E])

R5=([K,E],[J],[U],[C])

R6=([K,J],[K,U],[C],[E])

R7=([K,J],[K,C],[U],[E])

R8=([K,J],[K,E],[U],[C])

R9=([K,U],[K,C],[J],[E])

R10=([K,U],[K,E],[J],[C])

R11=([K,C],[K,E],[J],[U])

R12=([K,J],[K,U],[K,C],[E])

R13=([K,J],[K,U],[K,E],[C])

R14=([K,J],[K,E],[K,C],[U])

R15=([K,E],[K,U],[K,C],[J])

R16=([K,J],[K,U],[K,C],[K,E])

注. Kは韓国, Jは日本, Uはアメリカ,
Cは中国, EはEUを表す。以下同様。

農産物関税率で両国間に大きな格差があるなど、農産物貿易問題をめぐって両国の利害が必ずしも一致していなかった。以上のことから、多角的交渉では近い立場や主張を共有する国同士のFTAであっても、当事国が直接対峙するFTAでは、農産物貿易問題が両国の間で発生し、ある程度の調整を経なければ、交渉を妥結に導くことは困難であったと考えることができる。

第2に、韓国、メキシコ、チリ、タイといった新興経済諸国は、押し並べて貿易依存度や外資依存度が高く、DDAが一向に進展しない中で、FTA締結政策への傾倒が一層不可避となったことである。これらの国は、いずれも経済自由化政策推進の途上にあるとはいえ、さらなる自由化政策の推進力を維持する上でも対外貿易は極めて重要であり、自国が独自にFTA締結を推し進めることが必要

であった。これら新興経済諸国の経緯や事情等は各々異なっているが、貿易面、投資面で、先進諸国や周辺国を中心とする対外経済関係を強化する重要性は各国で押し並べて高かった。ところが、DDAあるいはすでにウルグアイ・ラウンドの時点から、多角的交渉は長期停滞を余儀なくされるようになった。そこで、その取り組み開始の時期には多少のズレが伴うものの、これらの国ではFTAに積極的に乗り出す必要性に迫られた。そして、FTA締結を最重要視しなければならぬという事情を抱えていたこれらの国のFTA交渉姿勢には、センシティブな農産物貿易問題においても、交渉相手国が持つ国内事情等に対しても、ある程度の配慮を要さざるを得なかった面があった。

第3に、FTA交渉における農産物貿易問題のうち、国内の利害調整には各国それぞれの様式があったことで

ある。FTA締結による国内の利害調整は、FTA推進政策において重要な課題であったが、その調整様式には代表的なパターンが2つあったことが指摘できる。第1のパターンは、メキシコやチリ等の交渉当局と各種利益団体との密接な関係にみられる調整様式である。この場合FTAの政府間交渉段階において、交渉当局と国内の利益団体との緊密な情報交換等が重視される。しかし、そうした利益団体と交渉当局との密接な関係は、利益団体の異なる利害を完全に調整しつくしていることを意味するのではなく、むしろ重要問題は交渉自体の先送りによって、ひとまず問題の決着を図っていたに過ぎなかった面も指摘できる。第2のパターンは、韓国やタイにみられる政治トップのリーダーシップ先行型による調整様式である。この場合国内の利害調整というよりも、むしろFTAに対する国内の反発を抑え込むといった方が適切かもしれない。政治家のリーダーシップが主導するFTA交渉では、FTA締結相手の選定を含めた問題の対外的な調整は比較的スムーズだが、国内での調整はむしろ後回しにされがち傾向がある。したがって、交渉中、あるいは交渉終了後に被害が見込まれる国内の集団を中心に、国内のFTAに対する反発が激化することが少なくない。このため国内の反発を抑える策として、

被害産業への補償政策を打ち出さざるを得ないことがある。例えば、米韓FTAによる農業部門の被害を補償するため、韓国政府は10年間で総額20・4兆ウォンの対策措置を打ち出すなどした。

3 農業保護主義が自由貿易協定戦略に与える影響―韓国を対象として―

(1) 韓国のFTA締結拡大と農産物貿易問題

農産物貿易問題の発生と調整による経済的影響の数量分析の課題とは、農産物貿易問題が貿易自由化交渉全体に与えるインパクトと、貿易自由化交渉進展によって農業分野が被る影響の解明にある。これまで農業交渉が貿易自由化交渉全体に大きな影響を与えたことが指摘されながら、経済的影響の試算分析でそれを裏打ちする試みは必ずしも行われてこなかった。ここでは我が国と並ぶ農産物輸入国である韓国を事例として、韓国のFTA締結拡大政策が農産物貿易問題によってどのような影響を受けうるのかを試算する。

韓国はアジア通貨危機による経済危機を経た後、主に輸出主導による急速な経済回復を遂げた。だがDDAの停滞と各国のFTAの締結競争の激化という事態に直面し、韓国は急進的なFTA締結拡大戦略を明確に打ち

出した。他方、韓国は国際競争力の低いセンシティブな農産物を保護しなければならぬという問題を抱えていた。韓国はこの2つの課題の両立を図り、韓チリFTAではコメを含むいくつかのセンシティブ農産品を除外させることに成功した。他方、米韓FTAではコメの除外こそ貫くことができたが、それ以外の重要農産品目の大半は関税の撤廃を余儀なくされた。

(2) 締結構造分析

これまでFTA締結効果に関する既往研究の多くは、個別FTAの締結の経済的効果や影響の試算・評価

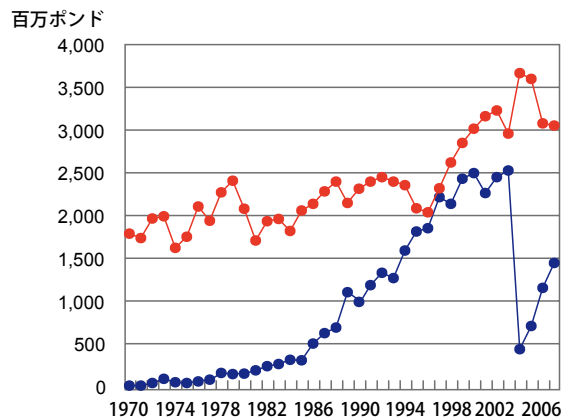
を目的としていた。だが、韓国のようにFTA締結拡大と農業保護主義の両立が可能であるかどうかを試算・分析した研究は皆無であった。そこでRiesman (1985) の提示した締結構造分析に基づき、複数の相手国とのFTA締結を織り込んだFTA締結戦略の可能性を検討する。利得の算出にはCGEモデルであるGAPによる試算結果を適用し、農産物輸入大国である韓国において、農業保護主義の維持がFTA締結戦略に与える影響を明らかにする。ここで締結構造分析は、FTAを締結する場合、締結相手国の利得も増大することを条件とし、韓国の重要農産物であるコメをFTAから除外した場合、韓国の

FTA締結の可能性を分析した。分析は、まずすべての分析対象国と韓国がFTAを締結した状態と残り1国がFTAを韓国と締結していない状態を比較し、韓国及びその残り1国がFTAを締結した場合に、利得がプラスとなるかどうかを吟味する。次に2国がFTAを締結していない状態と1国が締結していない状態を比較する。これを繰り返して分析を行う。シミュレーションでは、韓国が日本、アメリカ、中国、EUの4大貿易相手国とFTAを締結する場合を想定する(第2表)。ただし、韓国以外の各国がFTAを締結する可能性はここでは無いとする。

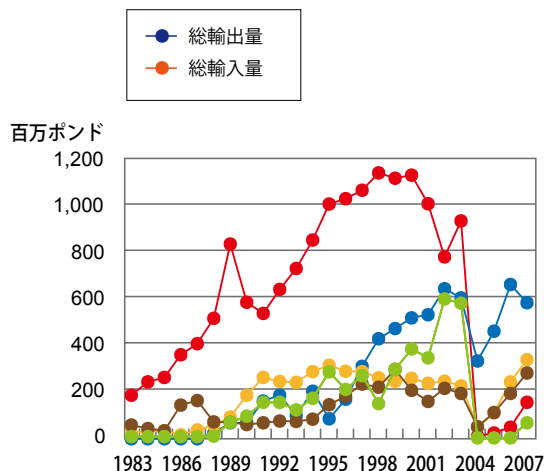
(3) 分析結果と含意

ここでは分析結果のみを述べるに止める。まずコメを除外しない場合、韓国はアメリカ、日本、中国、EUの主要貿易相手国とFTAを締結可能であり、その場合の韓国の利得は、等価変分で約126億ドルに達する。しかしコメを除外する場合、中国とEUには韓国とFTAを締結した場合むしろ利得が減少するため、韓国とFTAを締結しない。このため韓国の利得は、等価変分では13億ドル程度に止まり、それは先にみた完全撤廃時に実現可能な利得の10分の1程度に止まるのである。

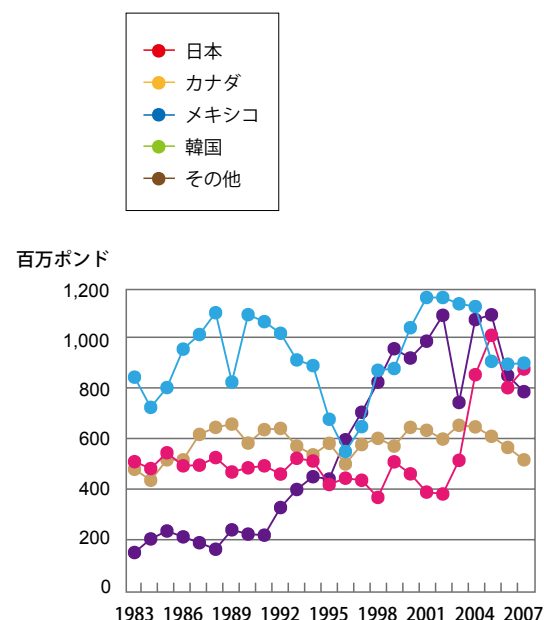
FTA締結において重要品目を除



(a) 総貿易量



(b) 輸出先別輸出量



(c) 輸入先別輸入量

第2図 アメリカの牛肉貿易の推移

資料：USDA/ERS ホームページ
(<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>)
注. 重量はと畜ベース.

外した場合、そのことが経済厚生に与える悪影響の原因は残存する重要品目の輸入関税によって生じる資源配分のゆがみ等にあるとされることが普通である。韓国と4大貿易相手国すべてとのFTAを、完全撤廃がコメ除外かで韓国の利得を単純に比較した場合、その格差は15倍程度に収まっている。この格差は、どちらの場合でも締結相手国は全く同じなので、コメを除外したために生じる資源配分のゆがみのために生じているといえる。だが今回の試算では、中国とのFTA締結が制約されたことによる逸失利益の大きさは、資源配分上のゆがみによって生じる逸失利益を大きく上回る、という結果が得られた。

4 重要農産物の市場アクセス拡大がもたらす影響—アメリカの牛肉輸入関税割当制度を対象として—

(1) 輸入関税割当制度の分析

ウルグアイ・ラウンドで認められた保護的措置である輸入関税割当（TRQ）やミニマムマーケットアクセス（MMA）などによって保護されていた各国の重要農産品の市場アクセスは、韓国のコメなどにみるようにDDA停滯期でもさらなるアクセス拡大を余儀なくされていた。ここでは

重要農産品の市場アクセス拡大の影響分析を、これまでの分析では必ずしも明示されていないTRQを明示した一般均衡モデルを用いて行い、割当量の増大や枠内・枠外関税引き下げの影響を明らかにする。具体的にはアメリカの牛肉のTRQを対象として分析を行う。

(2) アメリカの牛肉貿易

アメリカの牛肉は、輸出産業としての側面を持ちながら常に輸入増大の圧力にもさらされており（第2図）、国境措置としてTRQを実施しているという、いわば「自由と保護」の相反する二面性を同時に併せ持つ。アメリカのFTA交渉では、たびたび牛肉の扱いが問題となった。しかしアメリカは市場開放を拒んでいた砂糖とは異なり、牛肉は基本的に市場開放をするスタンスにある。

アメリカの牛肉産業を保護してきたのは、1964年に成立し、1979年に全面改正された食肉輸入法であった。アメリカの牛肉の国内消費量は70年代後半をピークとして、緩やかに減少傾向を辿り、牛肉の国内市場は構造的に過剰基調へと転換し始めた。このため1979年に食肉輸入法は全面改正され、国内生産量の増加率と反比例するように、輸入枠を決めるための調整基本量が設定された。

第3表 各国の牛肉輸出入金額の変化率と牛肉貿易収支の変化額

	輸入金額の変化率 (%、CIF ベース)			輸出金額の変化率 (%、FOB ベース)			牛肉貿易収支の変化額 (百万ドル)		
	case1	case2	case3	case1	case2	case3	case1	case2	case3
オーストラリア	0.020	0.018	0.124	0.401	0.416	5.576	10.1	10.5	140.2
ニュージーランド	0.021	0.023	0.853	0.372	0.400	6.730	6.8	7.3	123.4
日本	0.003	0.002	-0.030	39.308	38.137	33.656	11.0	10.7	10.5
カナダ	5.458	5.282	4.633	121.025	117.286	103.310	1133.8	1098.8	968.0
アメリカ	73.644	76.394	87.079	0.620	0.632	0.692	-1354.0	-1405.0	-1602.5
メキシコ	0.030	0.033	0.042	63.111	61.192	53.965	18.5	17.9	15.7
アルゼンチン	-0.609	-0.935	-0.900	2.158	2.059	1.797	16.7	16.1	14.1
ウルグアイ	-0.037	-0.614	-0.562	-3.355	13.626	12.080	-14.3	58.0	51.4
その他世界	0.013	0.011	0.012	1.584	1.638	2.255	148.2	153.5	211.9

資料：筆者による GTAP の試算結果。

第4表 各国の牛肉国内価格と生産量の変化率

(単位：%)

	牛肉の国内市場価格変化率			牛肉生産量の変化率		
	case1	case2	case3	case1	case2	case3
オーストラリア	0.033	0.035	0.170	0.163	0.169	2.585
ニュージーランド	0.022	0.024	0.204	0.186	0.201	3.687
日本	0.003	0.003	0.003	0.063	0.061	0.070
カナダ	0.109	0.107	0.097	22.005	21.331	18.810
アメリカ	-0.053	-0.055	-0.065	-1.733	-1.804	-2.086
メキシコ	0.027	0.025	0.018	0.274	0.266	0.237
アルゼンチン	0.329	0.348	0.343	-0.455	-0.498	-0.510
ウルグアイ	-0.117	0.537	0.479	-1.017	4.019	3.562
その他世界	0.015	0.016	0.018	0.112	0.121	0.172

資料：前掲表と同じ。

食肉輸入法に基づいた輸入制限は、砂糖や乳製品のそれと異なり、ウェーバーを取得しておらず、GATT11条による数量制限禁止の例外にも当たらないので、数量制限が実際に発動されればGATT協定違反となる恐れがあった。だが数量制限が実際には発動されないようにするため、アメリカはオーストラリアやニュージーランド等の主要牛肉輸出国と交渉を行い、輸出国による輸出自主規制によって、数量枠内に輸出货量が収まるように調整していた。

(3) 試算結果

ここではアメリカのFTA拡大路線に伴う各国への牛肉割当枠拡大がいかなる影響を及ぼすのかを分析する。具体的にはTRQを明示的に表現することができるモジュールをGAPに導入して分析を行い、通常のモデルがTRQをインプリシット（陰伏的）にモデルに組み込んでいるという問題点を改善した。シミュレーションの設定は以下の通りである。case1では、アメリカの牛肉の1次税率を一律に30%引き下げた場合の影響をみた。case2では、1次税率と2次税率を30%引き下げる。最後にcase3では、1次税率と2次税率を30%引き下げ、さらに割当量を一律30%増加させた場合を想定する。

定する。

ここでは試算の結果だけをまとめて示しておく。まずオーストラリアとニュージーランドという主要牛肉輸出国とのFTA締結によって、それらへの割当枠の拡大等が実現されるとすれば、すでに北米自由貿易協定（NAFTA）によってTRQが撤廃されているカナダ、メキシコのアメリカへの牛肉輸出に影響が出る（第3表）。また、NAFTAからの牛肉輸入がオーストラリアやニュージーランドからの輸入に置き換わるという貿易転換効果などもあり、アメリカの国内牛肉生産への影響は軽微であるとさえいえる（第4表）。

5 おわりに

DDA停滞下における貿易自由化交渉においては、農産物貿易問題がこれまでになく多様に発生していたということができる。FTAの締結を優先した主要各国は、国内の一部の利益団体の反発を抑えつつ、一部重要農産品目を除外するなどして、FTAによって生じた農産物貿易問題の部分的な調整を図った。またFTA交渉では決着がつかない重大な問題は、その調整の先送りないし進行中のDDAの決着に委ねるなどの措置をとるといえる。いわば「調整しないという調整」を図ることによってFTAの締結

拡大に成功していた。さらにFTAで例外的措置が認められた重要農産品でも、市場アクセスの拡大から完全に除外された品目はほとんどなく、その影響も小さくないことを示した。

貿易自由化交渉の多層的展開によって農産物貿易自由化は一定の進展を遂げ、その意義は大きかった。だが同時にそれは不均質で部分的な進展にとどまっており、多層的展開の成果と表裏一体関係にある限界でもあった。農産物貿易自由化がより包括的で調和のとれたものとなるためには、少なくとも停滞していたDDAの決着を必要不可欠としていたのである。

【参考文献】

- 遠藤正寛（2005）『地域貿易協定の経済分析』、東京大学出版会。
- Hertel T.W. (eds) (1997) *Global Trade Analysis Modeling and Application*. Cambridge University Press.
- 東茂樹編（2007）『FTAの政治経済学―アジア・ラテンアメリカ7カ国のFTA交渉―』、アジア経済研究所。
- ジョスリング・T・E・S・タンガーマン、K・ワレー、塩飽二郎訳（1998）『ガット農業交渉50年史―起源からウルグアイ・ラウンドまで―』、農山漁村文化協会。
- 木村福成、安藤光代（2002）「自由貿易協定と農業問題」、『三田学会雑誌』、第95巻、1号、pp.111-136。
- 小林弘明（2005）『WTO、FTAと日本農業 政策評価分析による接近』、青山社。
- 奥田聡（2007）『米韓FTA 韓国対外経済政策の新たな展開』、アジア経済研究所。

Riezman, R. (1985b) "Customs Unions and the Core," *Journal of International Economics*, 19, pp.355-365.

浦田秀次郎、石川幸一、水野亮編著（2007）『FTAガイドブック2007』、ジェトロ。

シンポジウム

平成21年度農林水産政策研究所シンポジウム

「条件不利地域対策の現状と課題」について

企画広報室 交流情報課長 牧野 竹男



〔講演者及びパネリスト〕

早稲田大学
人間科学学術院教授
柏 雅之

フランス国立農学研究所
(INRA)
フィリップ ペリエ・コルネ

ドイツ・ロストック大学
カーチャ ルドフ

農林水産省農村振興局
中山間地域振興課長
雑賀 幸哉

農林水産政策研究所
主任研究官
橋詰 登

〔司会〕
農林水産政策研究所
総括上席研究官
香月 敏孝

日時…平成22年3月19日(金) 13:00～18:30
(講演会13:00～16:30、
パネル・ディスカッション17:00～18:30)
場所…農林水産政策研究所セミナー室

議事次第及び発表資料については、農林水産政策研究所ホームページに掲載(「セミナー・研究会」→「セミナー概要」に収録)。また、パネル・ディスカッションの概要については、次号に掲載予定

として開催した。

2

冒頭、柏教授が「人口規模縮小下での条件不利地域政策のデザインを考えるー日欧の比較をとおりー」という題目で基調講演を行った。我が国とヨーロッパの条件不利地域問題を比較する際の重要なポイント

が人口問題であり、特に、我が国では、1960年代から始まった農村

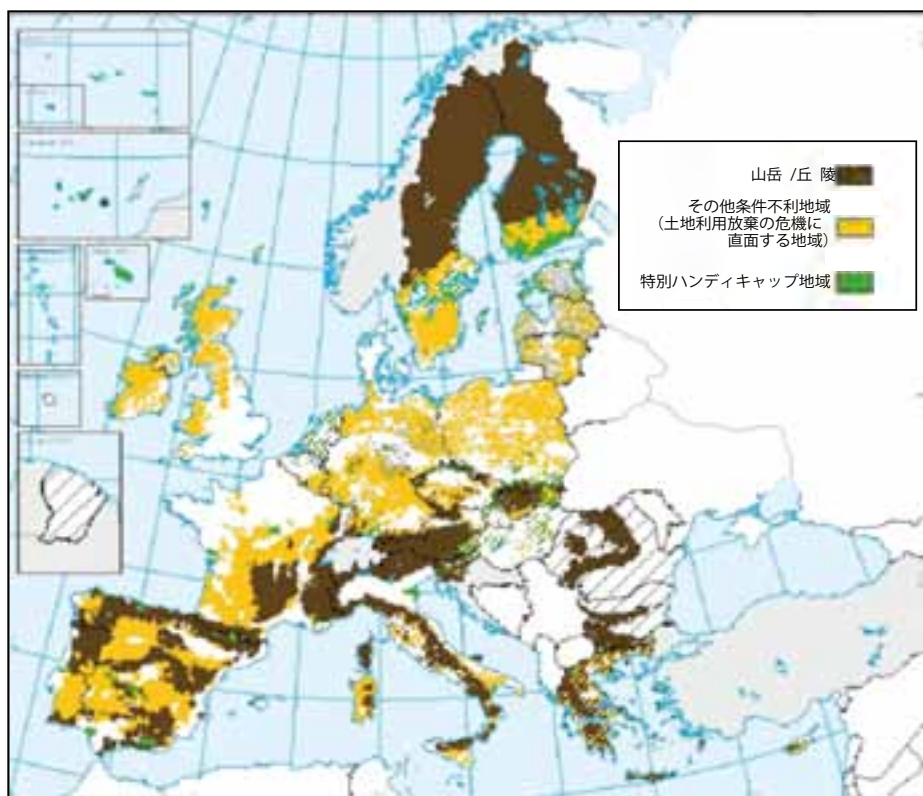
地域の過疎化、高齢化及びこれに対応した担い手像の変化への対応が重要な課題であるとの見解が述べられた。また、広域レベルで地域営農を維持するためには、旧村をコアとすることが鍵となることを指摘しつつ、旧村レベルで担い手経営体を有効活用している富

3

続いて、ペリエ・コルネ氏がEU及びフランスの条件不利地域対策について講演を行った。まず、制度の経緯及び現状として、(1)ヨーロッパでは、1970年代に条件不利地域政策がEUの共通農業政策(CAP)の一環として導入されたが、2000年以降、条件不利地域

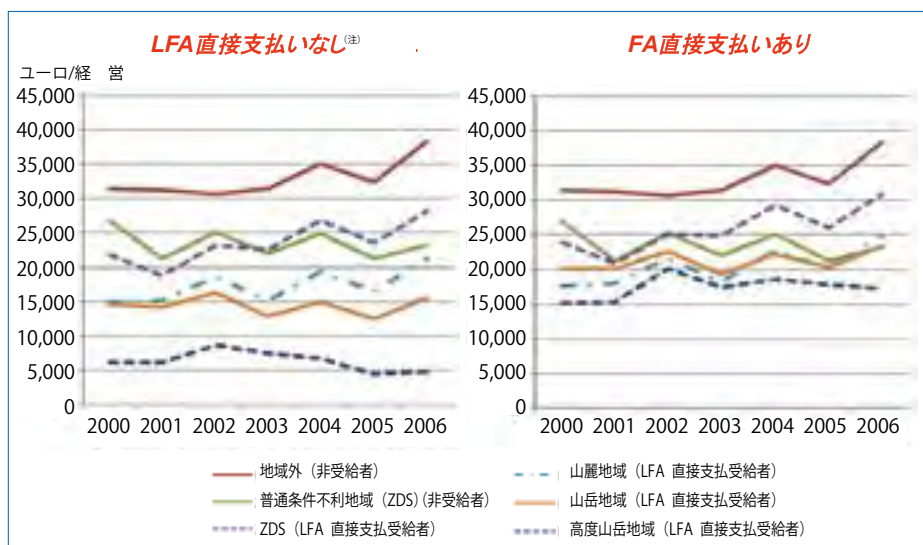
政策は、CAPの第2の柱(構造政策)の中で位置づけられていること、(2)この第2の柱は、共同出資の原則が適用され、EUの50%出資に対し、残りの50%は、EU加盟国及び支援対象地域が出資する必要があること、(3)第1図のとおり、EUの条件不利地域は、大部分が「山岳地域」及び「その他条件不利地域(土壌生産性や社会経済的条件(農家人口等)を考慮)」として指定されていること。また、EUの全農地の約50%が条件不利地域であり、そのうち28%が山岳地域であること、及び(4)フランスの事例から、条件不利地域への支払いが山岳地域等条件不利地域と平野部の農家との所得格差の相殺に一定の役割を果た

1 本シンポジウムは、中山間地域を中心とした条件不利地域(LFA: Less Favoured Area)を有する我が国と条件不利地域対策に関して長年の経験を有するヨーロッパの方の政策の現状と課題及びその政策効果等の比較を通じ、条件不利地域対策について、今後、我が国が取り得るべき政策の方向性を検討することを目的



第1図 EUによる条件不利地域（LFA）の指定

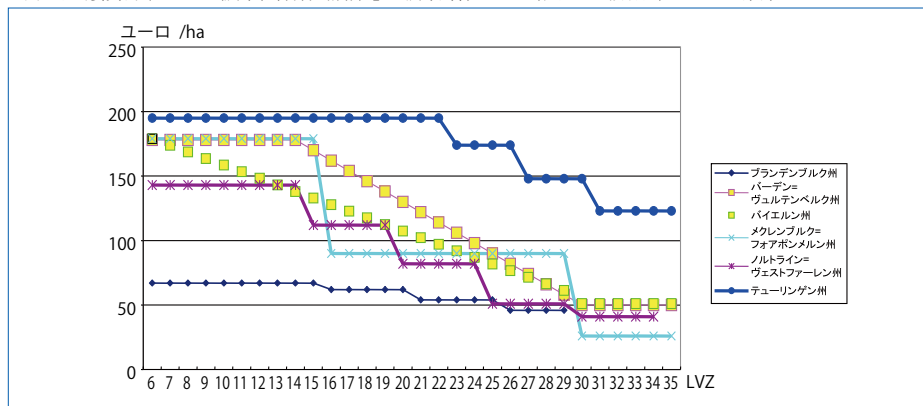
出典：ユーロスタット・欧州委員会農業総局。



第2図 フランスにおけるLFA直接支払いの所得への影響

注：「LFA直接支払いなし」は、LFA直接支払い受給者の所得からLFA直接支払い分の金額を控除して算出。

出典：欧州委員会「FADN（農業経営簿記情報）」の農業所得データ（税込・全援助込）に基づき集計。



第3図 ドイツ各州の不利地域補償金の支給額（例）（その他条件不利地域、牧草地）

注：LVZ（土地潜在性）は、標高、勾配、土壌条件等を点数化した指標。100点満点で、数値が低いほど条件が悪いことを示す。

していること（第2図）、等が述べられた。また、現在EUで検討中の条件不利地域支援制度の見直しについては、社会政策と環境政策のどちらを優先させるのか、及び農業セクターに限定した支援政策から企業活動の促進等も含めた地域政策への統合が検討の重要な課題となると結んだ。

4 さらに、ルドフ氏が、ドイツの条件不利地域対策について講演を行った。ドイツでもフランスと同様、条件不利地域支払いについては、1970年代に導入されて以降長い歴史を有すること、支払いは土壤潜在性（LVZ）を用いた客観的な基準に

5 基づき行われていること、及び支給額については、連邦州の裁量に委ねられていること（第3図）等を説明した。続いて、我が国の中山間地域支払い制度の現状と効果について、まず、雑賀課長が、同制度により、

耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・増進、継続的な農業生産の確保及び集落機能の活性化が図られていることを説明した。また、橋詰主任研究官が、種々の統計データを示しながら、我が国の中山間地域支払い制度が耕作放棄地発生の防止に及ぼす効果等の検証結果について説明した。

農林水産政策科学研究委託事業の 実施について

1 はじめに

近年、国際的に、食料需給や貿易構造の変化、企業のグローバル化等が急速に進展し、国内的にも、少子高齢化、人口の減少が進むなど、農林水産政策に大きな影響を与えうる環境の変化が生じているところであり、新たな視点や長期的展望に立った政策の企画立案に資する観点から、農林水産政策研究の更なる充実が求められています。

このような状況を踏まえ、農林水産省の行政部局の政策研究ニーズに、よりの確に対応していくことができるよう、従来から行政部局との連携を図りつつ政策研究を実施してきた農林水産政策研究所の関与の下に、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用して研究を進めるための新たな枠組み「農林水産政策科学研究委託事業」を平成21年度に創設し、科学的・客観的な政策の企画立案に資する政策研究の推進を図ることにしました。

2 事業の概要

本事業の概要は次のとおりです。

【事業規模】

平成21年度（1億円）

平成22年度（1億2千万円）

【研究テーマの設定】

行政部局からの要請等に基づき、農

林水産政策の推進上、重要性・緊急性が高く、研究の成果が農林水産政策の企画立案に資するものをテーマとして毎年度設定

【研究課題の募集及び採択課題の決定】

研究テーマに対応した課題を大学、シンクタンク等の研究機関に公募し、応募のあった課題について外部専門家等による審査を経て採択課題を決定

【研究期間】

原則3年間

【研究の進め方】

研究の進行管理を行う責任者（プログラムオフィサー）を主査として、農林水産省の職員の中から構成される研究推進チームを設置。研究の進捗状況を把握し、必要に応じて助言、指導等を実施

【研究の評価】

研究開始2年目に外部専門家等による中間評価を実施し、高い水準の研究成果が得られるよう必要に応じ研究計画を見直し。また、研究終了後には事後評価を実施し、研究成果を農林水産政策の企画立案に有効に活用

3 研究テーマと採択課題

(1) 平成21年度開始の研究テーマ

平成21年度には、次の2つの研究テーマを設定し、公募を行いました。

① 権利取引の農林水産業への適用可能性に関する法経済学的視点からの分析（略称：権利取引）

② 食料・農業に関する国境を越えた企業行動の実態とその国際貿易等への影響の分析（略称：企業行動）

公募の結果、15課題の応募があり、外部専門家等を審査員とした2回にわたる審査の結果、次の8課題を採択しました。

(2) 平成22年度公募する研究テーマ

平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、ここ数十年で危機的な状況が一層深刻になっています。この厳しい状況を打開し、「食」と「地域」の早急な再生を図るため、本基本計画を、農業を通じて国民の命と健康を守り、我が国の経済、環境、伝統文化等を含めた国民の生活を豊かなものとするための指針として位置づけ、総合的かつ計画的な施策を推進していく必要があります。

このため、平成22年度の農林水産政策科学研究委託事業においても、基本計画の中で示された政策を実現するために不可欠な研究テーマとして以下の2つを取り上げ、公募を行っています。

す（公募期間：平成22年5月11日～6月25日）。

① 農林水産業・農山漁村の安らぎ、癒し、健康の維持増進、伝統文化の維持継承等の機能（従来十分に定量化されてこなかった機能、社会保障費などの財政負担の軽減に寄与する機能なども含む。）が地域に与える効果を評価する手法とその他の機能の発揮を進めるための体系的な政策展開の方法に関する研究

（注：前述の食料・農業・農村基本計画のうち、教育、医療・介護の場としての農山漁村を活用する施策の企画立案に資する成果が期待される研究課題）

② 消費者重視など社会的責任の観点から見た食品事業者の行動の分析・検証並びに当該行動の透明性向上及び評価の適正化に関する研究（上記基本計画のうち、食品に対する消費者の信頼の確保のための施策

テーマ	研究課題名	研究総括者
権利取引	我が国水産業へのITQの適用可能性に関する法学的・経済学的分析	東京大学大学院 農学生命科学研究科 特任准教授 八木信行
	農業分野における資源・環境保全のための総合的政策の構築にかかわる研究	学習院女子大学 国際文化交流学部 教授 荏林幹太郎
	農水産分野の権利取引がもたらす経済厚生及び必要要件に関する理論的・実証的研究	早稲田大学 政治経済学術院 教授 堀口健治
企業行動	アグリビジネスの新たな企業戦略と我が国の戦略的対応ー北米地域に着目してー	三重大学大学院 生物資源学研究科 准教授 内山智裕
	食品関連市場におけるグローバルな民間主体・企業行動の実態を踏まえたフード・セキュリティに関する政策分析	筑波大学大学院 生命環境科学研究科 教授 徳永澄恵
	食料農業企業による開発輸入と産業内貿易活動が我が国農業に及ぼす影響に関する実証分析	京都大学大学院 農学研究科 教授 加賀爪優
	水産物市場におけるグローバル企業の行動様式による経済影響構造の特定化研究	近畿大学農学部 准教授 有路昌彦
	安定的な食料輸入を確保するための諸方策に関する経済学的研究	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 本間正義

の企画立案に資する成果が期待される課題）

■ 4 成果の公表と学術的貢献

農林水産政策研究所では、本事業の研究成果を研究成果発表会、冊子等により公表していきます。また、得られた成果は政策の企画立案への貢献のみならず、学術面での高い貢献が求められていることから、受託研究機関等においては、研究成果について学会誌等への論文投稿を行うこととされています。

従来、農林水産政策研究との連携が少なかった他分野の研究者の参画や、これまでない斬新かつ柔軟な発想の研究成果が期待され、今後の研究の動向と研究の成果が注目されます。

なお、本委託事業については、農林水産政策研究所のホームページで紹介していますので、詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>

農林水産政策科学研究委託事業 研究課題公募のご案内

農林水産省では、新たな視点や長期的視野に立った政策研究を推進するため、大学やシンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用する産学公費型の研究委託事業を実施しています。

テーマⅠ
農林水産業・農山漁村の癒し、健康の維持増進等の機能が地域に与える効果の評価手法とその機能発揮のための体系的な政策展開方法に関する研究

～研究課題の例～
 ○ 農山漁村に求められる政策・施策の優先順位とその効果を最大化するための必要となる政策手続に関する研究
 ○ 農山漁村が消費であることによる経済的効果の計測手法の開発と農山漁村政策にかかわる費用対効果の評価方法の開発

テーマⅡ
社会的責任の観点から見た食品事業者の行動の分析・検証並びに当該行動の透明性向上及び評価の適正化に関する研究

～研究課題の例～
 ○ 消費者重視の食品事業者経営を戦略的に評価するための手法についての理論的・実証的研究
 ○ 消費者重視の取組を営む食品事業者等への政策活動の推進と今後の企業経営への影響分析
 ○ 消費者重視の食品事業者経営の展開がフードチェーンや地域経済に及ぼす影響に関する研究

研究費 1課題当たり 7百万～1千万円/年

研究期間 原則3年間

公募締切 平成22年 6月25日（金）

詳しくは以下にお問い合わせください！
 農林水産省農林水産政策科学研究委託事業推進事務局（農林水産政策研究所）
 電話 03-6737-9046、9029
<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/>
 農林水産省

クローズアップ 研究者

三重県津市出身。2002年、東京大学大学院農学生命科学研究科博士課程修了、博士（農学）取得。主著に『EU農政の直接支払制度：構造と機能』（農林統計協会、2004年）（2005年度農業経済学会奨励賞受賞）。農政調査委員会専門調査員、日本学術振興会特別研究員（PD）（東京大学）、日本農業研究所研究員、茨城大学農学部産学官連携研究員等を経て、2010年4月より現職。

松田 裕子（まつだゆうこ）

農林水産政策研究所 研究員
（国際領域）

専門：EU 共通農業政策の制度分析・調査研究



Q 主な研究テーマを教えてください。

A 現在、主としてEUの共通農業政策（CAP）を研究しています。

幅広い施策を含むCAPの中でも、とりわけ関心を持っているのは、条件不利地域政策や農業環境などの農地（land）当たりで支払われるタイプの補助金（直接支払）と、ボトムアップ・アプローチをベースとしたLEADER事業です。これらは、制度的にも経済分析的にも、興味深い論点を提供してくれま

Q どうしてEUについて研究するようになったのですか？

A 私が初めてEUの条件不利地域政策に出会ったのは、大学3年生の夏でした。当時、日本の中山間地域対策の在り方を模索していた私にとって、EUには指定地域の農家にだけ、平地の農家との生産費格差分を補償金として支払う制度があると知ったときは衝撃でした。しかも、その制度は、なんと私が生まれた年からあったのです。

その後、修士課程1年の冬に初めて

ヨーロッパの農村を訪れたとき、長い年月とともに営農によって生み出され、いまなお維持保全され、観光客を魅了し続けている農耕景観と、その背景にある確固とした農政上の理念、そして国土観とでもいうようなものに非常に感銘を受けました。

この2つが大きなきっかけとなって、EU農政から目が離せなくなっていたのです。

Q EU研究にはどのような特色がありますか？

A 一口に「EU」と言っても、27カ国に拡大した今日では、様々な農業・農村問題を包含しています。このため、共通農業政策においても、こうしたEU内部の多様性への対応が求められています。また一方では、気候変動などの全世界的な地球環境問題について、EUは一丸となって先進的な取り組みを始めています。このように、「リナショナリゼーション」と「欧州連合」としてのダイナミズムが混合しているのが、EUの特色と言ってよいかもしれません。

EUの農業政策は、我が国では「お手本」として扱われることも少なくありませんが、第1に、日本とEUの間にある「違い」を十分に認識すること、第2に、何でもプラスとマイナス、表と裏の両面を見ることが不可欠だと考えています。

Q これまでの現地調査で、特に印象に残っていることは何ですか？

A 海外研究の場合、そこに根付いている文化や国民性そのものが違うため、現地に行ってみないとわからないことがたくさんあります。どのような気候・立地で、どんな歴史や食文化があって、農家がどのような生活を営んでいるのか。こういったことは、パソコンの前に座っているだけでは、何も見えてきません。酪農、畜産、穀物、養蜂、有機、ワイン、フォアグラなど、いろいろな地域のいろいろなタイプの農家に数日間ずつ滞在して、農作業のお手伝いをしたり、一緒に食卓を囲んだりして、まるで家族の一員のように過ごした時間は、とても貴重な経験になりました。

Q 最後に今後の抱負を教えてください。

A 私の仕事は、農業・農村を対象とした研究である以上、地域固有の条件や歴史などを無視することはできません。現地の農家の方々の何気ない一言にも、とても重要な示唆が含まれていることがあります。大学院時代、恩師から学んだ、“cool head, warm heart”の精神でもって、地に足のついた分析ができる研究者でありたい。そう思っています。

ホームページ掲載案内

「クローズアップ研究者」のご案内

●「クローズアップ研究者」の内容

農林水産政策研究所では研究者について、具体的な研究内容や等身大の人物像などをクローズアップして紹介します。

●「クローズアップ研究者」の閲覧方法

農林水産政策研究所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/primaff/>）左端の「クローズアップ研究者」のボタンからご覧頂けます。



メールマガジン「農林水産政策研究所ニュース」のご案内

当研究所はメールマガジン「農林水産政策研究所ニュース」を発行し、当研究所の研究活動に関する情報を分かりやすく、タイムリーに発信しています。

●「農林水産政策研究所ニュース」の内容

講演会・セミナー等の開催案内、開催報告、当研究所の研究成果情報、刊行物の新刊情報 etc・・・

●「農林水産政策研究所ニュース」の登録方法

農林水産政策研究所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/primaff/>）右端の「メールマガジン」のボタンから登録をお願いします。

※「農林水産政策研究所ニュース」の配信登録をされた方には、当研究所が開催する講演会・セミナー等のご案内も随時配信いたします。

担当：農林水産政策研究所企画広報室 榊・前川
Tel：03-6737-9012 Fax：03-6737-9600



治安回復に成功した コロンビア

国際領域上席主任研究官

馬場 範雪

私が、在コロンビア日本国大使館に駐在したのは1995年～1998年。この頃のコロンビアと言えば、メデジン・カリカルテルによる大規模な麻薬製造密輸に加え、FARCやELNなどの左翼系ゲリラや右派系自警団によるテロや外国人誘拐が地方の幹線道路や山間部で頻繁に起こるなど、安全第一を優先する日本人にとっては、政情不安定な国だった。在留邦人は約1,300人であったが、夜間や車での長距離移動は極力控えるよう、しばしば大使館から警報を鳴らしていた。私自身も、安心でリラックスできる昼間の買い物や食事の時でさえも、頭の片隅で常に緊張していたと記憶する。

ところが、治安状況は一変する。2002年にウリベ大統領が誕生し、40年以上続いた武装勢力との対立が解消に向かい、治安回復に成功したからだ。ウリベ大統領の治安対策は、非合法武装勢力に対して軍事的圧力を強めつつ、左派との和平プロセスを行うとともに、右派の武装放棄も2006年に実現した。当初予想を上回る3万人が武装解除に応じ、続々と社会復帰が実現した模様で、現に、テロ発事件数は、2002年の1,645件が、2008年には347件へと、山間部や過疎地域の一部を除き劇的に減少した。第1図は、今年4月時点での外務省渡航基準情報であるが、私がいた当時は図中の赤色（避難勧告）が国中に染まっていたことと比べると、治安が劇的に回復したことが確認できる。最近帰国した元大使館員の話によれば、当時、渡航はあり得ないFARC発祥の地であるサン・アグスティンにも大使と行けたそうので、JICA活動範囲もメデジンやレティシアまで拡張された模様だ。

また、2002年にブッシュ政権下、麻薬撲滅の見返りに代替作物化等を図るため、コロンビアなど南米4カ国からの対米貿易に関する関税特恵を付与するアンデス



第1図 コロンビアの治安状況 2010/04/30 時点情報
出典：外務省 HP 資料。

貿易促進・麻薬撲滅法（ATPDEA）が施行されたが、この法はオバマ政権にも引き継がれ、2010年12月までの延期が米国議会で承認されたばかりだ。この法により、4カ国からの約6,300品目が米国の関税自由化の対象となり、2008年の対米輸出はアンデス全体で13,012百万ドルに昇った。うち

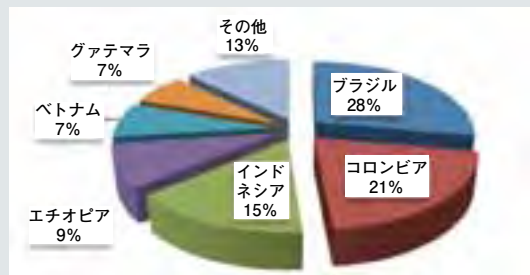
コロンビアが4,971百万ドルと約4割を占めるなど、麻薬撲滅の見返りによる対米貿易が有効に働いていることを窺わせる。特に、コロンビア産バラの対米輸出は2008/2002年比で、約2倍の急成長を遂げている。

一方、対日貿易は、2000～2009年で、日本からの輸出は平均1,831億円（主に輸送用機器、鉄鋼、一般機械、ゴム製品等）と工業製品が主力であるのに対して、コロンビアからの輸入は平均724億円で、主にコーヒー、切り花等の農産物が特徴的となっているが、コロンビアの国別輸出額シェアは、対米が37%、対EUが13%、対ベネズエラが16%に比べれば、対日シェアはわずかに1%と貿易幅は小さい。

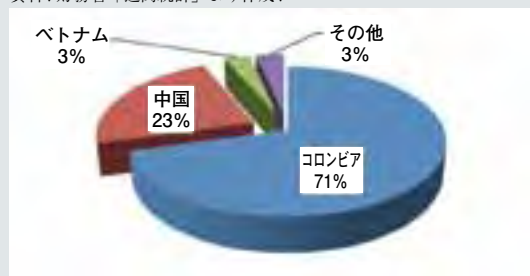
しかし、コーヒー生産世界第3位の国であることに加え、日本の輸入量の約2割がコロンビア産であることは、コーヒーを愛飲する日本人にとっては、この国がなくてはならない存在となっていると言えるだろう。第2図参照。

また、「母の日」はカーネーションが定番であるが、この花の国内市場は220億円（約5億本）と言われている。その1/4が輸入ものであり、更にその7割がコロンビア産であることはあまり知られていない。5本に1本はコロンビア産なのだ。第3図参照。

他にも、石油・鉱物資源、農産物資源、自然環境資源がまだまだ豊富に残されている。これまで治安不安定でそれらの有効利用が遅れていただけに、この国が治安回復に成功した今、対日貿易も含め、今後の発展・動向に注視してみたい。



第2図 日本のコーヒー生豆の国別輸入量 2006年
資料：財務省「通関統計」より作成。



第3図 日本におけるカーネーションの国別輸入額・2009年
資料：H22年東京税関資料より作成。

『ルーラル・マーケティング戦略論 複合的農山漁村型地域産業のマーケティング戦略』

(山本久義著、同文館、平成 年初版15年改訂版20年新版改題)
農業・農村領域上席主任研究官 宮本 一良

著者は九州産業大学教授(商学部商学研究科)、中小企業診断士、商店街活性化シニアアドバイザー(独立行政法人中小企業基盤整備機構)としても活躍している。

著者は、長年のフィールドワークも踏まえ、農山漁村地域の振興にマーケティング論を応用し、体系化するという学際的な試みをしている。新版が出されているので、これを紹介する。

『The activity, set of institutions, and processes for creating, communicating, delivering, and



exchanging offerings that have value for customers, clients, partners, a society at large』

これは、アメリカン・マーケティング協会による最新のマーケティングの定義である(2007年)。

通俗的には、マーケティングとは宣伝の意味だと思われることが多く、いかに売り込むかが課題とされることが多い。確かにこれもマーケティングの一部には違いないが、ごく一部に過ぎない。

よく言われるマーケティング活動領域(マーケティング・ミックス)の4P、すなわち

- ① 製品計画 (product planning)
- ② 価格政策 (pricing)
- ③ プロモーション (promotion)
- ④ 販売経路政策 (place marketing channel)

が、本書でも紹介されている。

このようにマーケティングの概念は幅広いものであり、アメリカン・マー

ケティング協会の定義にもあるように、環境問題などへの社会的な対応も視野に入っている。また、企業だけに限定されるのではなく、例えば病院、大学などのマーケティングというように、その守備範囲は広い。

本書では、農山漁村地域における農業と漁業をルーラル産業と定義し(食品と木材ではマーケティングの手法が異なる、という理由で農業・漁業に絞る、とされる。)、さらに、農・漁業にこれらを取り巻く二次・三次の産業を含めて「複合的農山漁村型地域産業」「(複合的ルーラル産業)」という概念を規定し、そのマーケティング戦略を「ルーラル・マーケティング戦略」として提唱している。(初版ではルーラル・マーケティングの定義は必ずしも明確ではなかった。)

複合的農山漁村型地域産業(複合的ルーラル産業)とは、農山漁村地域及び農林漁業の振興を究極の目的として、圏域の大都市をターゲットとするもので、農林漁業(第1次産業)の産

物、その産物を原料とする製造業(第2次産業)、これらの生産物を販売する卸・小売業、並びにこれらを飲食サービスの形で提供する飲食・宿泊業(第3次産業)をバリュー・チェーンとして垂直的マーケティング・システム(VMS: Vertical Marketing System)化したものであり、第三次産業の事業主体である第三セクターや農協等をチャネルキャプテンとして、地方自地域や商工会を巻き込んだ行政単位ごとの地域産業のビジネス・モデル、とされている。このようなビジネス・モデルを前提に、顧客第一を基本とする各種のマーケティング手法(これらは単なる販売宣伝ではなく、事業体制の整備からビジョン策定、競争戦略など広範囲にわたる。)の活用を説いている。

新版では、「道の駅」事業における販売施設の実態調査結果も新たに盛り込まれ、それらを含めて各地の成功事例のマーケティング論的な整理もなされており、理論だけにとどまっているものではない。

著者の本来の研究フィールドは中小企業政策であり、農政ではないが、農政の分野でも異業種交流、さらに6次産業化の促進が図られており、著者の研究は大いに活用できるものと思われる。

「研究活動一覧」は、当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

研究活動一覧

① 研究論文および雑誌記事等

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
飯田恭子	「詩的な場所」の話	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行 335	2010年1月
飯田恭子	「詩的な場所」の話 2 —「詩的な場所」を探しに—	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行 336	2010年2月
飯田恭子	横浜水辺賞 2009 報告	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行 336	2010年2月
飯田恭子	「詩的な場所」の話 3 —織姫さまのいる場所—	よこはまかわを考える会ニュース, よこはまかわを考える会発行 337	2010年3月
上林篤幸	世界の農産物需給の現状と見通し	食品工業 2010年1月15日号	2010年1月
岡江恭史	ベトナム	世界食料プロジェクト研究資料 1号	2010年3月
加藤信夫	バイオ燃料のフードポリティクス「ヨーロッパのバイオ燃料生産と政策の現状と課題」	農業と経済 臨時増刊号	2010年3月
川崎賢太郎	稲作農家の技術力と新技術採択行動 —直播栽培技術を対象に—	『食料・貿易・環境の計量分析』農林統計出版	2010年3月
河原昌一郎・明石光一郎	中国の加工貿易と FTA 戦略	農林水産政策研究 No.17	2010年1月
河原昌一郎・明石光一郎	中国の加工貿易と FTA 戦略	農林水産研究所レビュー No.35	2010年3月
京極(田部)智子・藤岡典夫	SPS 協定の「科学」に関する規律の解釈適用: ホルモン牛肉紛争を中心に	農林水産政策研究 第17号	2010年1月
小泉達治	EU におけるバイオ燃料政策の展開と課題	食料と安全 8巻1号	2010年1月
小泉達治	米国のバイオ燃料政策と食料需給について	食料と安全 8巻2号	2010年2月
小泉達治	ブラジルにおけるバイオエタノール政策の新たな展開と課題	コメのバイオ燃料化と地域振興、筑波書房	2010年2月
清水純一	主要国における食料需給の状況(2) ブラジル	世界食料需給プロジェクト研究資料 平成20年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究 研究報告書 第1号	2010年3月
清水純一	ブラジル産トウモロコシの需要と供給	清水達也編『食糧危機と途上国におけるトウモロコシの需要と供給』、アジア経済研究所	2010年3月
鈴村源太郎、中村敏郎	小学生を対象とした 農林漁家宿泊体験の実態と効果	2010年度 日本農業経済学会大会報告要旨	2010年3月
鈴村源太郎	小学生に高い教育効果をもたらす農林漁家宿泊体験	農林水産政策研究所だより 26号	2010年4月
高橋克也	「食の安全・政治が操るアメリカの食卓」(書評)	『フードシステム研究』 第16巻4号	2010年3月

立川雅司 高橋祐一郎 ほか	食品ナノテクノロジーに対する市民参加型技術評価とリスクガバナンス	フードシステム研究 第16巻3号	2010年3月
中村敏郎	アルゼンチンの主要農畜産物の生産、貿易動向	世界食料プロジェクト研究資料 平成20年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究 研究報告書 第1号	2010年3月
橋詰登	1990年以降の農業構造変動の特徴とその地域性ー農家の階層移動と農地利用の変化を中心にー	土地と農業（全国農地保有合理化協会） No.40	2010年3月
松久勉	急速に伸びる技能実習生への移行	DAIRYMAN 60巻2号	2010年2月
吉田行郷	小麦の需要変化や国際価格高騰の影響を踏まえた国内産小麦の需要拡大の可能性	農林水産政策研究（調査・資料） No.17	2010年1月
吉田行郷	九州の水田作における集落営農の特徴と課題	九州沖縄農業経営研究資料（九州沖縄農業研究センター） 第12号	2010年2月
吉田行郷	小麦の需要変化や国際価格高騰の影響を踏まえた国内産小麦の需要拡大の可能性	農林水産政策研究所レビュー No.35	2010年3月
吉田行郷	国内産大麦・はだか麦の需要変動に対する産地での課題	2009年度日本農業経済学会大会報告要旨	2010年3月

② 口頭発表および講演

講演者	演 題	講演会名（主催者）	発表年月日
大山利男	国際的にみた環境保全型農業の展開	特別講義「現代の農と食を考える」（千葉大学 園芸学部）	2010年4月20日
加藤信夫	大メコン圏（GMS）農業・食品加工産業セミナー「比較優位にあるベトナムのアグリビジネスの実力」	（独）日本貿易振興機構海外調査部	2010年3月24日
河原昌一郎	中国の食品安全法の施行と農業・食品産業の動向	惣菜管理士セミナー（日本惣菜協会）	2010年1月26日
河原昌一郎	中国のコメをめぐる基本的動向ージャポニカ米を中心としてー	第2101回定例研究会（農林水産政策研究所）	2010年2月9日
小泉達治	米国のバイオエタノール政策の展開と課題ー損益分岐点価格線からの分析ー	日本エネルギー学会第5回バイオマス科学会（日本エネルギー学会）	2010年2月10日
小泉達治	米国のバイオエタノール変動型税額控除制度導入が国際とうもろこし需給に与える影響分析	2010年度日本農業経済学会大会（日本農業経済学会）	2010年3月28日
長清、吉田行郷	2019年における世界の食料需給見通し	第15回農林水産政策会議	2010年2月3日
鈴村源太郎	小学生の農林漁家宿泊体験が子どもに与える効果と課題ー子どもプロジェクト受入農家のアンケート分析からー	第2100回定例研究会（農林水産政策研究所）	2010年1月26日
鈴村源太郎・中村敏郎	小学生を対象とした農林漁家宿泊体験の実態と効果	2010年度日本農業経済学会大会個別報告	2010年3月28日
橋詰 登	中山間地域等直接支払制度の効果と課題	平成21年度農林水産政策研究所シンポジウム「条件不利地域対策の現状と課題」	2010年3月19日
吉田行郷	世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究の成果報告	庶務課長会議報告（大臣官房秘書課）	2010年2月5日
吉田行郷	水田作地域における集落営農組織の動向等に関する分析	庶務課長会議報告（大臣官房秘書課）	2010年2月19日
吉田行郷、古橋元、小泉達治	2019年における世界の食料需給見通し	第2102回定例研究会（農林水産政策研究所）	2010年2月23日
吉田行郷	国内産大麦・はだか麦の需要変動に対する産地での課題	日本農業経済学会2009年度大会	2010年3月28日

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2010年7月～9月開催)

開催学会等主	催	開催年月 日	開催場所
The 2010 Joint Annual Meeting	AAEA, CAES & WAEA	2010年7月25日(日) ～27日(火)	Denver, CO
Rural Sociological Society 73rd RSS Annual Meeting	Rural Sociological Society	2010年8月12日(木) ～15日(日)	Atlanta, GA
日本沿岸域学会 平成22年度全国大会	日本沿岸域学会	2010年7月30日(金) ～31日(土)	神戸大学六甲台 キャンパス工学部棟
2010年日本オペレーションズ・ リサーチ学会秋季研究発表会	日本オペレーションズ・ リサーチ学会	2010年9月16日(木) ～17日(金)	コラッセふくしま
日本経済学会2010年度 秋季大会	日本経済学会	2010年9月18日(土) ～19日(日)	関西学院大学 (西上ヶ原キャンパス)
平成22年度 日本水産学会秋季大会	日本水産学会	2010年9月22日(水) ～25日(土)	京都大学
日本地域政策学会 第9回全国研究大会	日本地域政策学会	2010年8月7日(土) ～8日(日)	桜美林大学 淵野部キャンパス
平成22年度 日本農業経営学会研究大会	日本農業経営学会	2010年9月16日(木) ～19日(日)	秋田県立大学 秋田キャンパス
2010年度 日本農業市場学会	日本農業市場学会	2010年7月3日(土) ～4日(日)	北海道大学
文化経済学会2010年度研究大会 (神戸大会)	文化経済学会	2010年7月3日(土) ～4日(日)	兵庫県立大学

最近の刊行物

農林水産政策研究叢書

第10号 (2010.3) 福田 竜一 貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究

世界食料プロジェクト研究資料

第1号 (2010.3) 平成20年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究
研究報告書

平成22(2010)年6月30日 印刷・発行

*Prima*ff Review

農林水産政策研究所レビュー No.36



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff>

印刷・製本 シンソー印刷株式会社

Primaff Review

